



福県医発第1668号(地)

平成23年10月18日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一 良

(公印省略)

指定居宅サービス等事業所の人員、設備および運営に関する基準等の
一部を改正する省令の施行に伴う指定、介護報酬等の取扱いについて
(一部ユニット型施設・事業所関連)

指定居宅サービス等事業所の人員、設備および運営に関する基準等につきましては、平成22年9月21日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会における審議のとりまとめを踏まえ、一部ユニット型施設等に係る規定の整理、明確化を図るための一部改正が行うこととされ、本年9月1日付けで施行されております。

今般、厚生労働省より、その運用に関するQ&Aが発出された旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、指定居宅サービス等事業所の人員、設備および運営に関する基準等の一部改正通知を併せて添付いたします。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 名取一幸
会長 蒲池 壽

(介 65)

平成 23 年 10 月 4 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕 司

指定居宅サービス等事業所の人員、設備および運営に関する基準等の
一部を改正する省令の施行に伴う指定、介護報酬等の取扱いについて
(一部ユニット型施設・事業所関連)

指定居宅サービス等事業所の人員、設備および運営に関する基準等につきましては、平成 22 年 9 月 21 日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会における審議のとりまとめを踏まえ、一部ユニット型施設等に係る規定の整理、明確化を図るための一部改正が行うこととされ、本年 9 月 1 日付けで施行されております。

今般、厚生労働省より、各都道府県介護保険担当主管部等宛てに、その運用に関する Q&A が発出されましたのでご連絡申し上げます。

また、併せて指定居宅サービス等事業所の人員、設備および運営に関する基準等の一部改正通知を添付いたします。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う指定、介護報酬等の取扱いについて
(平 23.9.30 厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課 事務連絡)
- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正について
(平 23.8.18 老高発第 0818 第 1 号、老振発第 0818 第 1 号、老老発第 0818 第 1 号、厚生労働省老健局高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長 通知)

以上

事 務 連 絡
平成23年9月30日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
振 興 課
老人保健課

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する
省令の施行に伴う指定、介護報酬等の取扱いについて

本年9月1日付けで施行された、指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）及び厚生労働大臣が定める施設基準等の一部を改正する告示（平成23年厚生労働省告示第291号）については「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正について」（老高発0818第1号、老振発0818第1号、老老発0818第1号）により改正の趣旨及び内容について通知したところですが、このたび、別添のとおり疑義解釈をまとめましたので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いいたします。

指定居宅サービス等事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の
施行に伴う指定、介護報酬等の取扱いについて
(疑義解釈)

<指定に係る取扱い>

1. 平成 23 年 9 月 1 日以降に一部ユニット型施設・事業所が指定の更新を行う際、どのような手続きを行えばよいか。

(答)

一部ユニット型施設・事業所については、平成 23 年 9 月 1 日以降の指定等の更新時期に、当該施設・事業所のユニット型部分とユニット型以外の部分をそれぞれ別施設に指定等する必要がある。その際、一方の施設・事業所について更新申請を行い、もう一方の施設・事業所について新規申請を行う取扱いとする。なお、更新申請を行う施設・事業所は、運営規程等の変更を届け出るものとする。

また、一部ユニット型施設・事業所を廃止し、それぞれについて新規申請を行う取扱いも可能である。

2. 1 に関連して、一部ユニット型施設・事業所について、当該施設・事業所のユニット型部分とユニット型以外の部分をそれぞれ別施設・事業所として指定した場合、事業所番号の再設定が必要か。

(答)

事業所番号については、「介護保険事業所番号の設定について」(平成 11 年 7 月 2 日付事務連絡)において、「同一法人が同一所在地において複数の事業所の指定を受ける場合には、事業者の利便を考慮して、特例として同一番号を使用できる」とされており、再設定は不要である。

3. 複数の一部ユニット型施設・事業所が併設され、一体的に運営されている場合であって、それぞれ更新時期が異なる場合、どのような手続きを行えばよいか。

(答)

それぞれの一部ユニット型施設・事業所の更新時期に 1 で示した手続きを行う。

なお、指定・更新事務の効率化の観点から、一方の更新時期に、その他を廃止し、改めて新規指定をすることにより、指定・更新時期を統一することも可能である。

4. 指定介護老人福祉施設に併設されている一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所が、指定の更新の際に、2つの事業所として指定された場合、それぞれの事業所について、介護老人福祉施設に併設する事業所となるのか。

(答)

それぞれの事業所が指定介護老人福祉施設に併設する事業所となる。

<介護報酬の取扱い>

5. 更新時期に達する前の一部ユニット型施設・事業所においては、従前どおりの手続きで報酬請求を行うのか。

(答)

当該施設・事業所の指定等の更新時期に達するまでは、従前どおり改正前の報酬告示に従って報酬請求を行う。

6. 一部ユニット型施設・事業所について、当該施設・事業所のユニット型部分とユニット型以外の部分をそれぞれ別施設・事業所として指定した場合、専従要件や利用者の数などの加算の算定要件についてどのように考えればよいか。

(答)

算定要件として専従の職員配置を求めている加算については、当該職員が双方の施設・事業所を兼務している場合には算定できない。

また、例えば「看護体制加算」など入所者数・利用者数に基づいた必要職員数を算定要件としている加算については、双方の入所者数・利用者数の合計数に基づいて職員数を算出するものとする。

7. 一部ユニット型施設・事業所について、当該施設・事業所のユニット型部分とユニット型以外の部分をそれぞれ別施設・事業所として指定した場合、双方の施設間を異動した入所者について、初期加算の算定をしてよいか。

(答)

初期加算は算定できない。

8. 一部ユニット型施設・事業所について、当該施設・事業所のユニット型部分とユニット型以外の部分をそれぞれ別施設・事業所として指定した場合、サービス提供体制強化加算を算定する上で、前年度の職員の割合はどのように算出すればよいか。

(答)

別施設・事業所として指定等した当該年度については、双方の施設・事業所を一体

として前年度の実績に基づき職員の割合を算出する。この場合、双方の施設・事業所においてサービス提供体制強化加算を算定可能である。

翌年度については、別施設・事業所として指定等した以後の実績に基づいて、それぞれの施設・事業所について職員の割合を算出する。

<人員配置の取扱い>

9. 一部ユニット型施設・事業所について、当該施設・事業所のユニット型部分とユニット型以外の部分をそれぞれ別施設・事業所として指定した場合、双方の施設を兼務する職員の常勤・非常勤の取扱いはどうにすべきか。

(答)

介護職員（特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設においては、介護職員と同様にケアを行う看護職員を含む。）については、双方の施設で兼務はできない。

その他の従業者については、双方の施設の勤務時間の合計が、当該施設において定められている常勤の職員が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとする。

10. 一部ユニット型施設・事業所について、当該施設・事業所のユニット型部分とユニット型以外の部分をそれぞれ別施設・事業所として指定した場合、人員配置を算定する際の入所者数・利用者数の「前年度の平均値」についてどのように考えるべきか。

(答)

別施設・事業所として指定等した当該年度については、双方の施設・事業所を一体として前年度の実績に基づき入所者数・利用者数の「前年度の平均値」を算出する。

翌年度については、別施設・事業所として指定等した以後の実績に基づいて、それぞれの入所者数・利用者数の「前年度の平均値」を算出する。

11. 一部ユニット型指定介護老人福祉施設が、指定の更新期限を迎え、別々に指定を行うことにより、指定地域密着型介護老人福祉施設となる場合、住所地特例の適用を受けて入所している者の取扱いはどうになるのか。

(答)

当該入所者が当該一部ユニット型指定介護老人福祉施設に継続して入所している間に限り、平成24年3月31日までの間は、引き続き一部ユニット型指定介護老人福祉施設として認められるため、当該入所者は住所地特例の適用を受けることとなる。

なお、平成24年4月1日以降は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）により、当該指定介護老人福祉施

設が入所定員の減少により地域密着型介護老人福祉施設となった場合においても、引き続き、住所地特例の適用を受けることとなる。



老高発第0818第1号

老振発第0818第1号

老老発第0818第1号

平成23年8月18日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長、殿
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長

振 興 課 長

老人保健課長

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の
一部改正について

標記については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）（以下、「改正省令」という。）及び厚生労働大臣が定める施設基準等の一部を改正する告示（平成23年厚生労働省告示第291号）が公布され、本年9月1日から施行されるところであるが、今回の改正の趣旨及び内容は別添1のとおりである。また、これに伴い、関係通知の一部を別添2のとおり改正し、同日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正

1 改正の趣旨

平成22年9月21日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会における審議のとりまとめを踏まえ、一部ユニット型施設等に係る規定の整理・明確化を図るため、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正を行う。

2 改正の概要

(1) 施設類型上の取扱い（改正省令第1条から第7条関係）

ユニット部分とそれ以外の部分（従来型個室又は多床室）のそれぞれで適切なケアが行われるよう、以下のサービス類型における一部ユニット型施設等の類型を廃止し、別々の施設等として認可、指定又は許可（以下、「認可等」という。）を行うこととする。

- ・ 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和33年法律第133号）第20条の5）
- ・ 短期入所生活介護（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第9項）
- ・ 短期入所療養介護（介護保険法第8条第10項）
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第8条第20項）
- ・ 介護老人福祉施設（介護保険法第8条第24項）
- ・ 介護老人保健施設（介護保険法第8条第25項）
- ・ 介護療養型医療施設（介護保険法第8条第26項）
- ・ 介護予防短期入所生活介護（介護保険法第8条の2第9項）
- ・ 介護予防短期入所療養介護（介護保険法第8条の2第10項）

(2) 人員に関する基準

① 特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（改正省令第2条、第5条及び第6条関係）

ユニット型施設と従来型施設を併設した施設における介護職員及び介護職員と同様にケアを行う看護職員については、併設された従来型施設との兼務を認めないこととする。

② 介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び指定短期入所療養介護（改正省令第3条及び第4条関連）

ユニット型施設と従来型施設を併設した施設における介護職員については、併設された従来型施設との兼務を認めないこととする。

- ③ 上記①及び②以外の各従業者については、入所者の処遇に支障がない場合、ユニット型施設と従来型施設における同職との兼務を認めることとする。

(3) 設備に関する基準

- ① 指定短期入所生活介護事業所の利用定員について（改正省令第1条関係）

現行の省令において、利用定員は20人以上とすることが規定されている。改正省令の施行後、ユニット型事業所と従来型事業所が併設され一体的に運営される場合であって、ユニット型事業所及び従来型事業所それぞれの利用定員が20人未満であるものについて、それらの利用定員の総数が20人以上である場合は、それぞれの利用定員を20人未満とすることができることとする。

- ② なお、設備については、居室又は療養室（病室）、共同生活室、洗面設備、便所を除き、入所者へのサービス提供に支障がない場合、ユニット型施設と従来型施設における併用を認めることとする。

(4) 経過措置

- ① 平成15年4月1日（介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設については平成17年10月1日）に現に存する特別養護老人ホーム等（建築中のものを含む。）が、その建物を各日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、または、各日において現に存する特別養護老人ホーム等が各日において現に有しているユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合に該当する一部ユニット型施設等については、改正省令の施行後最初の指定更新の際に、改正省令の規定を適用することとする。（改正省令附則第2条、第3条第1項、第4条から第6条、第7条第1項及び第8条関係）

- ② 一部ユニット型指定介護老人福祉施設において、ユニット部分とそれ以外の部分について、別々の施設として認可等されることにより、指定地域密着型介護老人福祉施設となり得ることから、以下の経過措置を置くこととする。

ア 一部ユニット型指定介護老人福祉施設において、住所地特例を適用して他市町村の住民が入所している間に限り、平成24年3月31日まで、なお従前の例によるものとする。なお、平成24年4月1日以降は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）において同様の措置を講じているところである。（改正省令第3条第2項関係）

イ サテライト型の地域密着型介護老人福祉施設の本体施設である一部ユニット型指定介護老人福祉施設が、指定地域密着型介護老人福祉施設となった場合においても、当分の間、サテライト型の地域密着型介護老人福祉施設の本体施設とみなすこととする。（改正省令附則第7条第2項関係）

ウ 一部ユニット型指定介護老人福祉施設が、指定地域密着型介護老人福祉施設となった場合であって、併設される指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用定員が、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回る場合においても、当分の間、入所定員の上限の規定（指定地域密着型サービス基準第131条第14項）を適用しないこととする。（改正省令附則第7条第3項及び第4項関係）

③ 改正省令施行後、ユニット型特別養護老人ホーム等の整備状況等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（改正省令附則第17条関係）

(5) 改正対象省令・告示

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）
- 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）
- 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）
- 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）

- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）
- 老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第38号）
- 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第34号）
- 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第107号）
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第28号）
- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第30号）
- 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号）
- 厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年厚生省告示第26号）
- 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）
- 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29号）

関係通知の一部改正

- 1 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）の一部改正
別紙1のとおり改正する。
- 2 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号）の一部改正
別紙2のとおり改正する。
- 3 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第44号）の一部改正
別紙3のとおり改正する。
- 4 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第45号）の一部改正
別紙4のとおり改正する。
- 5 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年老発第214号）の一部改正
別紙5のとおり改正する。
- 6 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発0331004号、老振発第0331004号、老老発0331004号）の一部改正
別紙6のとおり改正する。
- 7 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）の一部改正
別紙7のとおり改正する。
- 8 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用

の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算低に係る体制等に関する届出における留意点について（平成12年3月8日老企第41号）の一部改正

別紙8のとおり改正する。

- 9 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）の一部改正
別紙9のとおり改正する。

- 10 「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）の一部改正

別紙10のとおり改正する。

○ 指定居宅サービス等及び介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第一・第二 (略) 第三 介護サービス 一～七 (略) 八 短期入所生活介護 1 人員に関する基準（居宅基準第二百一条及び第二百二十二条） (1) 従業者の員数 ①・② (略) ③ <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所と指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く）が併設され一体的に運営される場合、生活相談員の員数については、ユニット型指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、それぞれの事業所の利用者を合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。</u> 2 設備に関する基準（居宅基準第二百二十三条及び第二百二十四条） (1) <u>ユニット型指定短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業（ユニット型指定短期入所生活介護の事業を除く）との一体的運営について</u> <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業所と指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護の事業を除く。）が併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合にあっては、その利用定員を二十人未満であつてもよいものとして取扱うことができることとされたが、「併設され一体的に運営される場合」とは、併設ユニット型指定短期入所生活介護の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて指定短期入所生活介護を提供できる場合である。</u> (2) ～ (12) (略)	第一・第二 (略) 第三 介護サービス 一～七 (略) 八 短期入所生活介護 1 人員に関する基準（居宅基準第二百一条及び第二百二十二条） (1) 従業者の員数 ①・② (略) 2 設備に関する基準（居宅基準第二百二十三条及び第二百二十四条） (1) ～ (11) (略)

3 (略)

4 ユニット型指定短期入所生活介護の事業

(1)～(9) (略)

(10) 勤務体制の確保 (居宅基準第百四十の十一の二)

ユニット型指定短期入所生活介護事業所において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員(以下「研修受講者」という。)を各施設に二名以上配置する(ただし二ユニット以下の施設の場合には、一名でよいこととする)ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ(研修受講者でなくても構わない。)職員を決めてもらうことで足りるものとする。

この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。

また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。

ユニット型指定短期入所生活介護事業所(以下(10)において「ユニット型事業所」という。)とユニット型の指定介護老人福祉施設等(以下(10)において「ユニット型施設」という。)が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに二名以上配置する必要はなく、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設(併設するユニット型施設が複数ある場合には、そのうちいずれか一施設に限る。)を一体のものとみなして、合計二名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする(ただし、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設のユニット数の合計が二ユニット以下のときには、一名でよいこととする。)。

3 (略)

4 ユニット型指定短期入所生活介護の事業

(1)～(9) (略)

(10) 勤務体制の確保 (居宅基準第百四十の十一の二)

ユニット型指定短期入所生活介護事業所において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員(以下「研修受講者」という。)を各施設(一部ユニット型の施設も含む。)に二名以上配置する(ただし二ユニット以下の施設の場合には、一名でよいこととする)ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ(研修受講者でなくても構わない。)職員を決めてもらうことで足りるものとする。

この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。

また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。

ユニット型指定短期入所生活介護事業所(以下(10)において「ユニット型事業所」という。)とユニット型又は一部ユニット型の指定介護老人福祉施設等(以下(10)において「ユニット型施設」という。)が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに二名以上配置する必要はなく、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設(併設するユニット型施設が複数ある場合には、そのうちいずれか一施設に限る。)を一体のものとみなして、合計二名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする(ただし、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設のユニット数の合計が二ユニット以下のときには、一名でよいこととする。)。

5 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業

(1) 第六節の趣旨

平成十五年四月一日に現に存する指定短期入所生活介護事業所(建築中のものを含む。)が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して事業所の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日

において現に存する指定短期入所生活介護事業所（建築中のものを含む。）が同日において現に有している（建築中のものを含む。）ユニットで事業所の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所とし、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第一節、第三節及び第四節ではなく、第六節に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第二節に定めるところによるので、留意すること。

(2) 基本方針

居宅基準第百四十条の十五は、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針（居宅基準第百四十条の三）に、また、それ以外の部分にあっては指定短期入所生活介護の事業の基本方針（居宅基準第百二十条）に定めるところによることを規定したものである。

これを受けて、設備及び備品等、利用料等の受領、指定短期入所生活介護の取扱方針、介護食事、その他のサービスの提供及び定員の遵守について、居宅基準第百四十条の十六から第百四十条の二十二まで及び第百四十条の二十四に、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

(3) 運営規程（居宅基準第百四十条の二十三）

利用定員並びに指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額については、ユニット型部分とそれ以外の部分のそれぞれについて明らかにしなければならない。

(4) 職員の配置の基準等

① 居宅基準第百二十一条第三項に規定する基準は、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければならない。

② 日中にユニット部分の利用者に対するサービスの提供に当たる介護職員又は看護職員が、その時間帯においてそれ以外の部分の利用者に対してサービスの提供を行う勤務体制とすることは、望ましくない。

(5) 一部ユニット型指定短期入所生活介護のユニット部分については4に、また、それ以外の部分については2及び3に、それぞれ定めるところによる。

6 (略)

九 短期入所療養介護

5 (略)

九 短期入所療養介護

1 人員に関する基準・設備に関する基準（居宅基準第百四十二条及び第百四十三条）

(1) 本則

いわゆる本体施設となる介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院又は診療所が、それぞれの施設として満たすべき人員・施設基準(ユニット型介護老人保健施設及びユニット型指定介護療養型医療施設に関するものを除く。)を満たしていれば足りるものとする。また、本体施設が療養病床を有する病院又は診療所については、それぞれの施設として満たすべき施設基準に加えて消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有することとしている。

(2) (略)

2・3 (略)

1 人員に関する基準・設備に関する基準（居宅基準第百四十二条及び第百四十三条）

(1) 本則

いわゆる本体施設となる介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院又は診療所が、それぞれの施設として満たすべき人員・施設基準(ユニット型介護老人保健施設及び一部ユニット型介護老人保健施設並びにユニット型指定介護療養型医療施設及び一部ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものを除く。)を満たしていれば足りるものとする。また、本体施設が療養病床を有する病院又は診療所については、それぞれの施設として満たすべき施設基準に加えて消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有することとしている。

(2) (略)

2・3 (略)

4 一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業

(1) 第六節の趣旨

一部ユニット型指定短期療養介護事業所の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第一節、第三節及び第四節ではなく、第六節に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第二節に定めるところによるので、留意すること。

(2) 基本方針

居宅基準第百五十五条の十四は、一部ユニット型短期入所療養介護の事業の基本方針は、ユニット部分にあつてはユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針（居宅基準第百五十五条の三）に、また、それ以外の部分にあつては指定短期入所療養介護の事業の基本方針（居宅基準第百四十一条）に定めるところによることを規定したものである。

これを受けて、設備及び備品等、利用料等の受領、指定短期入所療養介護の取扱方針、看護及び医学的管理の下における介護、食事、その他のサービスの提供及び定員の遵守について、居宅基準第百五十五条の十五から第百五十五条の二十二まで及び第百五十五条の二十三に、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

(3) 運営規程（居宅基準第百五十五条の二十一）

利用定員並びに指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額については、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて明らかにしなければならない。

(4) 職員の配置の基準等

一〇～一二 (略)

第四 介護予防サービス

一 (略)

二 介護サービスとの相違点

1～3 (略)

4 指定介護予防短期入所生活介護

身体的拘束等の禁止 (予防基準第百三十六条)

予防基準第百三十六条については、内容としては、居宅基準第百二十八条 (指定短期入所生活介護の取扱方針) 第四項及び第五項と同様であるので、第三の八の 3 の (4) の③を参照されたい。(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護及び基準該当介護予防短期入所生活介護においても同趣旨。)

5 指定介護予防短期入所療養介護

身体的拘束等の禁止 (予防基準第百九十一条)

予防基準第百九十一条については、内容としては、居宅基準第百四十六条 (指定短期入所療養介護の取扱方針) 第四項及び第五項と同様であるので、第三の九の 2 の (2) の②を参照されたい。(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護においても同趣旨。)

三 (略)

別表一及び別表二 (略)

① 居宅基準第百二十一条第一項第三号に規定する基準は、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければならない。

② 日中にユニット部分の利用者に対するサービスの提供に当たる看護職員又は介護職員が、その時間帯においてそれ以外の部分の利用者に対してサービスの提供を行う勤務体制とすることは、望ましくない。

(5) 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分については 3 に、また、それ以外の部分については 1 及び 2 までに、それぞれ定めるところによる。

一〇～一二 (略)

第四 介護予防サービス

一 (略)

二 介護サービスとの相違点

1～3 (略)

4 指定介護予防短期入所生活介護

身体的拘束等の禁止 (予防基準第百三十六条)

予防基準第百三十六条については、内容としては、居宅基準第百二十八条 (指定短期入所生活介護の取扱方針) 第四項及び第五項と同様であるので、第三の八の 3 の (4) の③を参照されたい。(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護及び基準該当介護予防短期入所生活介護においても同趣旨。)

5 指定介護予防短期入所療養介護

身体的拘束等の禁止 (予防基準第百九十一条)

予防基準第百九十一条については、内容としては、居宅基準第百四十六条 (指定短期入所生活介護の取扱方針) 第四項及び第五項と同様であるので、第三の九の 2 の (2) の②を参照されたい。(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護においても同趣旨。)

三 (略)

別表一及び別表二 (略)

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について (平成12年3月17日老企第43号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第一～第四 (略) 第五 ユニット型指定介護老人福祉施設 1～9 (略) 10 勤務体制の確保等 (1) (略) (2) ユニット型指定介護老人福祉施設において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者（以下「研修受講者」という。）を各施設に二名以上配置する（ただし、二ユニット以下の施設の場合には、一名でよいこととする。）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくとも構わない。）従業者を決めてもらうことで足りるものとする。 この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。 また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。 ユニット型指定介護老人福祉施設（以下（2）において「ユニット型施設」という。）とユニット型の指定短期入所生活介護事業所（以下（2）において「ユニット型事業所」という。）が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに二名以上配置する必要はなく、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所を一体のものとみなして、合計二名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする（ただし、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所のユニット数の	第一～第四 (略) 第五 ユニット型指定介護老人福祉施設 1～9 (略) 10 勤務体制の確保等 (1) (略) (2) ユニット型指定介護老人福祉施設において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者（以下「研修受講者」という。）を各施設（一部ユニット型の施設も含む。）に二名以上配置する（ただし、二ユニット以下の施設の場合には、一名でよいこととする。）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくとも構わない。）従業者を決めてもらうことで足りるものとする。 この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。 また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。 ユニット型指定介護老人福祉施設（以下（2）において「ユニット型施設」という。）とユニット型又は一部ユニット型の指定短期入所生活介護事業所（以下（2）において「ユニット型事業所」という。）が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに二名以上配置する必要はなく、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所を一体のものとみなして、合計二名以上の研修受講者が配置されていればよ

合計が二ユニット以下のときには、一名でよいこととする。)

また、今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で、配置基準を再検討する予定であるので、この当面の基準にかかわらず、多くの従業者について研修を受講していただくよう配慮をお願いしたい。

(3) (略)

11 (略)

(削る)

いこととする (ただし、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所のユニット数の合計が二ユニット以下のときには、一名でよいこととする。)

なお、平成十八年四月一日の時点で前記の要件を満たす研修受講者が二名に満たない施設については、平成十九年三月三十一日までの間に満たせばよいこととする。

また、今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で、配置基準を再検討する予定であるので、この当面の基準にかかわらず、多くの従業者について研修を受講していただくよう配慮をお願いしたい。

(3) (略)

11 (略)

第六 一部ユニット型指定介護老人福祉施設

1 第六章の趣旨

平成十五年四月一日に現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日において現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有している（建築中のものを含む。）ユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部ユニット型指定介護老人福祉施設とし、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第一章、第三章及び第四章ではなく、第六章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第二章（基準省令第二条）に定めるところによるので、留意すること。

2 基本方針

基準省令第五十一条は、一部ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針は、ユニット部分にあってはユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針（基準省令第三十九条）に、また、それ以外の部分にあっては指定介護老人福祉施設の基本方針（基準省令第一条）に定めるところによることを規定したものである。

これを受けて、設備、利用料等の受領、指定介護福祉施設サービスの取扱方針、介護、食事、社会生活上の便宜の提供等、勤務体制の確保等及び定員の遵守について、基準省令第五十二条から第五十七条まで、第五十九条及び第六十条に、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

3 運営規程（基準省令第五十八条）

入居（入所）定員並びに指定介護老人福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額については、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて明らかにしなければならない。

4 従業者の配置の基準等

(1) 基準省令第二条第一項第三号イに規定する基準は、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければならない。

(2) 日中にユニット部分の入居者に対するサービスの提供に当たる介護職員又は看護職員が、その時間帯においてそれ以外の部分の入所者に対してサービスの提供を行う勤務体制とすることは、望ましくない。

5 一部ユニット型指定介護老人福祉施設のユニット部分については第五に、また、それ以外の部分については第二から第四までに、それぞれ定めるところによる。

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第44号）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第一～第四 （略） 第五 ユニット型介護老人保健施設 1～9 （略） 10 勤務体制の確保等（基準省令第四十八条） (1) （略） (2) ユニット型介護老人保健施設において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員（以下「研修受講者」という。）を各施設に二名以上配置する（ただし、二ユニット以下の施設の場合には、一名でよいこととする。）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構わない。）職員を決めてもらうことで足りるものとする。 この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。 また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。 ユニット型介護老人保健施設（以下（2）において「ユニット型施設」という。）とユニット型の指定短期入所生活介護事業所（以下（2）において「ユニット型事業所」という。）が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに二名以上配置する必要はなく、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所を一体のものとみなして、合計二名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする（ただし、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所のユニット数の合計が二ユニット以下のときには、一名でよいこととする。）。)	第一～第四 （略） 第五 ユニット型介護老人保健施設 1～9 （略） 10 勤務体制の確保等（基準省令第四十八条） (1) （略） (2) ユニット型介護老人保健施設において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員（以下「研修受講者」という。）を各施設（<u>一部ユニット型の施設も含む。</u>）に二名以上配置する（ただし、二ユニット以下の施設の場合には、一名でよいこととする。）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構わない。）職員を決めてもらうことで足りるものとする。 この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。 また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。 ユニット型介護老人保健施設（以下（2）において「ユニット型施設」という。）とユニット型<u>又は一部ユニット型</u>の指定短期入所生活介護事業所（以下（2）において「ユニット型事業所」という。）が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに二名以上配置する必要はなく、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所を一体のものとみなして、合計二名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする（ただし、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所のユニット数の合計が二ユニット以下のときには、一名でよいことと

また、今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で、配置基準を再検討する予定であるので、この当面の基準にかかわらず、多くの職員について研修を受講していただくよう配慮をお願いしたい。

(3) (略)

11 (略)

(削る)

する。)

なお、平成十八年四月一日の時点で前記の要件を満たす研修受講者が二名に満たない施設については、平成十九年三月三十一日までの間に満たせばよいこととする。

また、今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で、配置基準を再検討する予定であるので、この当面の基準にかかわらず、多くの職員について研修を受講していただくよう配慮をお願いしたい。

(3) (略)

11 (略)

第六 一部ユニット型介護老人保健施設

1 第六章の趣旨（基準省令第五十一条）

平成十七年十月一日に現に存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日において現に存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有している（建築中のものを含む。）ユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部ユニット型介護老人保健施設とし、その基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、第一章、第三章及び第四章ではなく、第六章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第二章（基準省令第二条）に定めるところによるので、留意すること。

2 基本方針（基準省令第五十二条）

基準省令第五十二条は、一部ユニット型介護老人保健施設の基本方針は、ユニット部分にあってはユニット型介護老人保健施設の基本方針（基準省令第四十条）に、また、それ以外の部分にあっては介護老人保健施設の基本方針（基準省令第一条）に定めるところによることを規定したものである。

これを受けて、施設及び設備、利用料の受領、介護保健施設サービスの取扱方針、看護及び医学的管理の下における介護、食事、その他のサービスの提供、勤務体制の確保等及び定員の遵守について、基準省令第五十三条から第六十一条までに、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

3 運営規程（基準省令第五十九条）

入居（入所）定員並びにサービスの提供の内容及び費用の額については、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて明らかにしなければならない。

4 職員の配置の基準等

- | | |
|--|--|
| | <p>(1) <u>基準省令第二条第一項第三号に規定する基準は、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければならない。</u></p> <p>(2) <u>日中にユニット部分の入居者に対するサービスの提供に当たる看護職員又は介護職員が、その時間帯においてそれ以外の部分の入所者に対してサービスの提供を行う勤務体制とすることは、望ましくない。</u></p> <p>5 <u>一部ユニット型介護老人保健施設のユニット部分については第五に、また、それ以外の部分については第二から第四までに、それぞれ定めるところによる。</u></p> |
|--|--|

○ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について (平成12年 3 月17日老企第45号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第一～第四 (略) 第五 ユニット型指定介護療養型医療施設 1・2 (略) 3 設備の基準 (基準省令第三十九条、第四十条及び第四十一条) (1)～(3) (略) (4) <u>病室</u> (第一号イ) ①～④ (略) ⑤ 病室の面積等 ユニット型指定介護療養型医療施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、<u>入院患者</u>は長年使い慣れた箆笥などの家具を持ち込むことを想定しており、<u>病室</u>は次のいずれかに分類される。 イ・ロ (略) (5)～(9) (略) 4～9 (略) 10 勤務体制の確保等 (基準省令第四十八条) (1) (略) (2) ユニット型指定介護療養型医療施設において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員 (以下「研修受講者」という。) を各施設に二名以上配置する (ただし、二ユニット以下の施設の場合には、一名でよいこととする。) ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ (研修受講者でなくても構わない。) 職員を決めてもらうことで足りるものとする。 この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。	第一～第四 (略) 第五 ユニット型指定介護療養型医療施設 1・2 (略) 3 設備の基準 (基準省令第三十九条、第四十条及び第四十一条) (1)～(3) (略) (4) <u>病室の基準</u> (第一号イ) ①～④ (略) ⑤ 病室の面積等 ユニット型指定介護療養型医療施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、<u>入院患者</u>は長年使い慣れた箆笥などの家具を持ち込むことを想定しており、<u>療養室</u>は次のいずれかに分類される。 イ・ロ (略) (5)～(9) (略) 4～9 (略) 10 勤務体制の確保等 (基準省令第四十八条) (1) (略) (2) ユニット型指定介護療養型医療施設において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員 (以下「研修受講者」という。) を各施設 (<u>一部ユニット型の施設も含む。</u>) に二名以上配置する (ただし、二ユニット以下の施設の場合には、一名でよいこととする。) ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ (研修受講者でなくても構わない。) 職員を決めてもらうことで足りるものとする。 この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。

また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。

ユニット型指定介護療養型医療施設（以下（２）において「ユニット型施設」という。）とユニット型の指定短期入所生活介護事業所（以下（２）において「ユニット型事業所」という。）が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに二名以上配置する必要はなく、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所を一体のものとみなして、合計二名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする（ただし、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所のユニット数の合計が二ユニット以下のときには、一名でよいこととする。）。

また、今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で、配置基準を再検討する予定であるので、この当面の基準にかかわらず、多くの職員について研修を受講していただくよう配慮をお願いしたい。

（３） （略）

11 （略）

（削る）

また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。

ユニット型指定介護療養型医療施設（以下（２）において「ユニット型施設」という。）とユニット型又は一部ユニット型の指定短期入所生活介護事業所（以下（２）において「ユニット型事業所」という。）が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに二名以上配置する必要はなく、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所を一体のものとみなして、合計二名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする（ただし、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所のユニット数の合計が二ユニット以下のときには、一名でよいこととする。）。

なお、平成十八年四月一日の時点で前記の要件を満たす研修受講者が二名に満たない施設については、平成十九年三月三十一日までの間に満たせばよいこととする。

また、今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で、配置基準を再検討する予定であるので、この当面の基準にかかわらず、多くの職員について研修を受講していただくよう配慮をお願いしたい。

（３） （略）

11 （略）

第六 一部ユニット型指定介護療養型医療施設

1 第六章の趣旨

平成十七年十月一日に現に存する指定介護療養型医療施設（建築中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日において現に存する指定介護療養型医療施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有している（建築中のものを含む。）ユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部ユニット型指定介護療養型医療施設とし、その基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、第一章、第三章及び第四章ではなく、第六章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第二章（基準省令第二条）に定めるところによるので、留意すること。

2 基本方針

基準省令第五十一条は、一部ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針は、ユニット部分にあってはユニット型指定介護療養型医療施設の基

本方針（基準省令第三十八条）に、また、それ以外の部分にあつては指定介護療養型医療施設の基本方針（基準省令第一条）に定めるところによることを規定したものである。

これを受けて、設備、サービスの取扱方針、看護及び医学的管理の下における介護、食事、その他のサービスの提供等、勤務体制の確保等及び定員の遵守について、基準省令第五十三条から第六十一条までに、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

3 運営規程（基準省令第五十九条）

入院患者の定員並びにサービスの提供の内容及び費用の額については、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて明らかにしなければならない。

4 職員の配置の基準等

(1) 基準省令第二条第一項第二号及び第三号、第二条第二項第二号及び第三号又は第二条第三項第二号及び第三号に規定する基準は、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければならない。

(2) 日中にユニット部分の入院患者に対するサービスの提供に当たる看護職員又は介護職員が、その時間帯においてそれ以外の部分の入院患者に対してサービスの提供を行う勤務体制とすることは、望ましくない。

5 一部ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット部分については第五に、また、それ以外の部分については第一から第四までに、それぞれ定めるところによる。

○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について (平成12年3月31日老発第214号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第一～第四 (略) 第五 ユニット型特別養護老人ホーム 1～8 (略) 9 勤務体制の確保等 (1) (略) (2) ユニット型特別養護老人ホームにおいて配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員 (以下「研修受講者」という。) を各施設に二名以上配置する (ただし、二ユニット以下の施設の場合には、一名でよいこととする。) ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ (研修受講者でなくても構わない。) 職員を決めてもらうことで足りるものとする。 この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。 また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。 ユニット型特別養護老人ホーム (以下 (2) において「ユニット型施設」という。) とユニット型の指定短期入所生活介護事業所 (以下 (2) において「ユニット型事業所」という。) が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに二名以上配置する必要はなく、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所を一体のものとみなして、合計二名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする (ただし、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所のユニット数の合計が二ユニット以	第一～第四 (略) 第五 ユニット型特別養護老人ホーム 1～8 (略) 9 勤務体制の確保等 (1) (略) (2) ユニット型特別養護老人ホームにおいて配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員 (以下「研修受講者」という。) を各施設 (一部ユニット型の施設も含む。) に二名以上配置する (ただし、二ユニット以下の施設の場合には、一名でよいこととする。) ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ (研修受講者でなくても構わない。) 職員を決めてもらうことで足りるものとする。 この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。 また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。 ユニット型特別養護老人ホーム (以下 (2) において「ユニット型施設」という。) とユニット型又は一部ユニット型の指定短期入所生活介護事業所 (以下 (2) において「ユニット型事業所」という。) が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに二名以上配置する必要はなく、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所を一体のものとみなして、合計二名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする

下のときには、一名でよいこととする。)

また、今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で、配置基準を再検討する予定であるので、この当面の基準にかかわらず、多くの職員について研修を受講していただくよう配慮をお願いしたい。

(3) (略)

10 (略)

(削る)

(ただし、ユニット型施設及び併設するユニット型事業所のユニット数の合計が二ユニット以下のときには、一名でよいこととする。)

なお、平成十八年四月一日の時点で前記の要件を満たす研修受講者が二名に満たない施設については、平成十九年三月三十一日までの間に満たせばよいこととする。

また、今後の研修受講者の状況等を踏まえた上で、配置基準を再検討する予定であるので、この当面の基準にかかわらず、多くの職員について研修を受講していただくよう配慮をお願いしたい。

(3) (略)

10 (略)

第六 一部ユニット型特別養護老人ホーム

1 第四章の趣旨

平成十五年四月一日に現に存する特別養護老人ホーム（建築中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日において現に存する特別養護老人ホーム（建築中のものを含む。）が同日において現に有している（建築中のものを含む。）ユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部ユニット型特別養護老人ホームとし、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第二章ではなく、第四章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、基準第十二条に定めるところによるので、留意すること。

2 基本方針

基準第四十四条は、一部ユニット型特別養護老人ホームの基本方針は、ユニット部分にあつてはユニット型特別養護老人ホームの基本方針（基準第三十三条）に、また、それ以外の部分にあつては特別養護老人ホームの基本方針（基準第二条）に定めるところによることを規定したものである。

これを受けて、設備、サービスの取扱方針、介護、食事、社会生活上の便宜の提供等、勤務体制の確保等及び定員の遵守について、基準第四十六条から第五十二条までに、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

3 運営規程（基準第四十五条）

入居（入所）定員並びにサービスの提供の内容及び費用の額については、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて明らかにしなければならない。

4 職員の配置の基準等

第七・第八 (略)

(削る)

- (1) 基準第十二条第一項第四号イに規定する基準は、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たされなければならない。
- (2) 日中にユニット部分の入居者に対するサービスの提供に当たる介護職員又は看護職員が、その時間帯においてそれ以外の部分の入所者に対してサービスの提供を行う勤務体制とすることは、望ましくない。
- 5 一部ユニット型特別養護老人ホームのユニット部分については第五に、また、それ以外の部分については第一から第四までに、それぞれ定めるところによる。

第七・第八 (略)

第九 一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム

1 第七章の趣旨

一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準については、第七章の定めるところによるものである。

2 一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームのユニット部分については第八に、また、それ以外の部分については第七に、それぞれ定めるところによる。

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年 3月31日老計発0331004・老振発0331004・老老発0331004）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第一・第二（略） 第三 地域密着型サービス 一～五（略） 六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1～4（略） 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 (1)～(9)（略） (10)（略） （削る）	第一・第二（略） 第三 地域密着型サービス 一～五（略） 六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1～4（略） 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 (1)～(9)（略） (22)（略） 6 一部ユニット型指定介護老人福祉施設 (1) 基本方針 <u>基準第七十一条は、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針は、ユニット部分にあつてはユニット指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針（基準第五十九条）に、また、それ以外の部分にあつては指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針（基準第三十条）に定めるところによることを規定したものである。</u> <u>これを受けて、設備、利用料等の受領、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針、介護、食事、社会生活上の便宜の提供等、勤務体制の確保等及び定員の遵守について、基準第七十四条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条に、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。</u> (2) 運営規定（基準第七十八条） <u>入居（入所）定員並びに指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額については、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて明らかにしなければならない。</u>

第四（略）

(3) 従業者の配置の基準等

- ① 基準第百三十一条第一項第三号イに規定する基準は、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければならない。
- ② 日中にユニット部分の入居者に対するサービスの提供に当たる介護職員又は看護職員が、その時間帯においてそれ以外の部分の入所者に対してサービスの提供を行う勤務体制とすることは、望ましくない。

(4) 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分については第三の六の5に、また、それ以外の部分については第三の六の2から4までに、それぞれ定めるところによる。

第四（略）

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第一 （略） 第二 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表 1 通則 （1）～（4） （略） （5） 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について ①～④ （略） ⑤ 看護・介護職員については、最も低い所定単位数を算定するために必要な員数を満たさない場合にはじめて人員基準欠如となるものであり、最も低い所定単位数を基にして減算を行うものであること（したがって、例えば看護六：一、介護四：一の職員配置に応じた所定単位数を算定していた指定介護療養型医療施設において、看護六：一、介護四：一を満たさなくなったが看護六：一、介護五：一は満たすという状態になった場合は、看護六：一、介護四：一の所定単位数に一〇〇分の七〇を乗じて得た単位数ではなく、看護六：一、介護五：一の所定単位数を算定するものであり、看護六：一、介護六：一を下回ってはじめて人員基準欠如となるものであること）。なお、届け出ていた看護・介護職員の職員配置を満たせなくなった場合には、事業者又は施設は該当することとなった職員配置を速やかに都道府県知事に届け出なければならないこと。また、より低い所定単位数の適用については、③の例によるものとする。 ただし、ユニット型短期入所療養介護事業所又はユニット型指定介護療養型医療施設については、看護六：一、介護四：一を下回る職員配置は認められていないため、看護六：一、介護五：一、看護六：一、介護六：一の職員配置に応じた所定単位数を定めておらず、職員配置が看護六：一、介護四：一を満たさない場合は人員基準欠如となるものであり、看護六：一、介護四：一の所定単位数に一〇〇分の七〇を乗じて得た単位数を算定する。	第一 （略） 第二 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表 1 通則 （1）～（4） （略） （5） 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について ①～④ （略） ⑤ 看護・介護職員については、最も低い所定単位数を算定するために必要な員数を満たさない場合にはじめて人員基準欠如となるものであり、最も低い所定単位数を基にして減算を行うものであること（したがって、例えば看護六：一、介護四：一の職員配置に応じた所定単位数を算定していた指定介護療養型医療施設において、看護六：一、介護四：一を満たさなくなったが看護六：一、介護五：一は満たすという状態になった場合は、看護六：一、介護四：一の所定単位数に一〇〇分の七〇を乗じて得た単位数ではなく、看護六：一、介護五：一の所定単位数を算定するものであり、看護六：一、介護六：一を下回ってはじめて人員基準欠如となるものであること）。なお、届け出ていた看護・介護職員の職員配置を満たせなくなった場合には、事業者又は施設は該当することとなった職員配置を速やかに都道府県知事に届け出なければならないこと。また、より低い所定単位数の適用については、③の例によるものとする。 ただし、<u>ユニット型短期入所療養介護事業所（一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分を含む。）又はユニット型指定介護療養型医療施設（一部ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット部分を含む。）</u>については、看護六：一、介護四：一を下回る職員配置は認められていないため、看護六：一、介護五：一、看護六：一、介護六：一の職員配置に応じた所定単位数を定めておらず、職員配置が看護六：一、介護四：一を満たさない場合は人員基準欠如と

- ⑥ (略)
(6) ~ (10) (略)

2 短期入所生活介護費

- (1)・(2) (略)
(3) 併設事業所について
① (略)

- ② 併設事業所における所定単位数の算定（職員の配置数の算定）並びに人員基準欠如・夜勤を行う職員数による所定単位数の減算については、本体施設と一体的に行うものであること。より具体的には、
イ 指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。以下（3）並びに（6）から（8）までににおいて同じ。）の併設事業所の場合は、指定介護老人福祉施設の入所者数と短期入所生活介護の利用者数を合算した上で、職員の配置数の算定及び夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置数を算定すること。したがって、例えば、前年度の平均入所者数七〇人の指定介護老人福祉施設に前年度の平均利用者数二〇人の短期入所生活介護事業所が併設されている場合は、併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）（三：一の人員配置に対応するもの）を算定するために必要な介護職員又は看護職員は合計で三〇人であり、必要な夜勤を行う職員の数は四人であること。

なるものであり、看護六：一、介護四：一の所定単位数に一〇〇分の七〇を乗じて得た単位数を算定する。

- ⑥ (略)
(6) ~ (10) (略)

2 短期入所生活介護費

- (1) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所において所定単位数を算定するための施設基準等について
一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所が短期入所生活介護費の所定単位数を算定するためには、介護職員又は看護職員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数（三：一の職員配置）を置いていることが必要である。また、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所がユニット型短期入所生活介護費の所定単位数を算定するためには、介護職員又は看護職員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のそれぞれについて所定の員数（三：一の職員配置）を置いていることが必要である（厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号。以下「施設基準」という。）第七号）。
なお、夜勤を行う職員の員数については、当該事業所のユニット部分及びユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数を置いていることが必要であること（夜勤職員基準第一号）。

- (2)・(3) (略)
(4) 併設事業所について
① (略)

- ② 併設事業所における所定単位数の算定（職員の配置数の算定）並びに人員基準欠如・夜勤を行う職員数による所定単位数の減算については、本体施設と一体的に行うものであること。より具体的には、
イ 指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。以下（4）並びに（8）から（10）までににおいて同じ。）の併設事業所の場合は、指定介護老人福祉施設の入所者数と短期入所生活介護の利用者数を合算した上で、職員の配置数の算定及び夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置数を算定すること。したがって、例えば、前年度の平均入所者数七〇人の指定介護老人福祉施設に前年度の平均利用者数二〇人の短期入所生活介護事業所が併設されている場合は、併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）（三：一の人員配置に対応するもの）を算定するために必要な介護職員又は看護職員は合計で三〇人であり、必要な夜勤を行う職員の数は四人であること。

なお、本体施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設であって、

□ (略)

③ (略)

(4) (略)

併設事業所がユニット型指定短期入所生活介護事業所である場合は、本体施設のユニット部分と一体的な取扱いが行われるものである。また、本体施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設であって、併設事業所が指定短期入所生活介護事業所であってユニット型指定短期入所生活介護事業所でない場合は、本体施設のユニット部分以外の部分と一体的な取扱いが行われるものである。

□ (略)

③ (略)

(5) (略)

(6) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所における介護職員及び看護職員の人員基準欠如等について

一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護費に係る介護職員又は看護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数（三：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものである。ユニット型短期入所生活介護費に係る介護職員又は看護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（三：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（通所介護費等の算定方法第三号ロからホまで）。

また、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護又はユニット型短期入所生活介護に係る夜勤体制による減算は、当該施設のユニット部分又はユニット部分以外の部分について所定の員数を置いていない場合について施設利用者全員に対し、行われるものであること。具体的にはユニット部分について夜勤体制による要件を満たさずユニット以外の部分について夜勤体制の要件を満たす場合であっても施設利用者全員に対し夜勤体制の減算が行われることとなる。

(例) 指定短期入所生活介護事業所を併設する指定介護老人福祉施設（短期入所生活介護利用者一〇人、介護老人福祉施設入所者五〇人、介護・看護職員二〇人）がユニット型指定短期入所生活介護事業所（利用者一〇人）を併設する一部ユニット型指定介護老人福祉施設（ユニット部分の入所者二〇人、ユニット部分以外の部分の入所者三〇人）に転換した場合において、一部ユニット型介護老人福祉施設のユニット部分の入所者二〇人とユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者一〇人を合算した入所者三〇人に対し、二：一の職員配置で介護・看護職員を一五人配置し（ユニット型介護老人福祉施設サービス費、ユニット型短期入所生活介護費をそれぞれ算

(5) ユニットにおける職員に係る減算について
5の(4)を準用する。

(6)・(7) (略)

(8) 夜勤職員配置加算について

①・② (略)

③ ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はないものとする。

(9) ～ (14) (略)

3 短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設における短期入所療養介護

① 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定するための基準について

この場合の短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）、定員超過利用・人員基準欠如（介護支援専門員に係るものを除く）・夜勤体制による所定単位数の減算及び認知症ケア加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。したがって、認知症ケア加算については、6の(9)を、また、緊急時施設療養費については、6の(22)を準用すること。また、注12により、施設基準及び夜勤職員の基準を満たす旨の届出並びに認知症ケア加算の届出については、本体施設である介護老人保健施設について行われていれば、短期入所療養介護については行う必要がないこと。

定）、転換前の介護・看護職員数を維持するために、一部ユニット型指定介護老人福祉施設のユニット部分以外の部分の入所者三〇人に対し介護・看護職員を五人しか配置しないとすると、三：一の職員配置を満たさないため、介護福祉施設サービス費（三：一の職員配置）に一〇〇分の七〇を乗じて得た単位数を算定する。

(7) ユニットにおける職員に係る減算について
5の(6)を準用する。

(8)・(9) (略)

(10) 夜勤職員配置加算について

①・② (略)

③ 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所においては、当該事業所のユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて区別して加算の算定の可否を判断することとし、ユニット部分において加算の算定基準を満たした場合にはユニット部分の利用者について夜勤職員配置加算（Ⅱ）を、ユニット部分以外において加算の算定基準を満たした場合には当該部分の利用者について夜勤職員配置加算（Ⅰ）を、それぞれ算定することとする。

④ ユニット型指定短期入所生活介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所のユニット部分にあつては、増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はないものとする。

(11) ～ (16) (略)

3 短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設における短期入所療養介護

① 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定するための基準について

この場合の短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）、定員超過利用・人員基準欠如（介護支援専門員に係るものを除く）・夜勤体制による所定単位数の減算及び認知症ケア加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。したがって、認知症ケア加算については、6の(11)を、また、緊急時施設療養費については、6の(24)を準用すること。また、注12により、施設基準及び夜勤職員の基準を満たす旨の届出並びに認知症ケア加算の届出については、本体施設である介護老人保健施設について行われていれば、短期入所療養介護については行う必要がないこと。

ただし、特定介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定した場合は、認知症ケア加算について算定できない。

- ② (略)
 (2) 夜勤職員配置加算について
 (略)

- (3)・(4) (略)
 (5) 病院又は診療所における短期入所療養介護

ただし、特定介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定した場合は、認知症ケア加算について算定できない。

② 介護老人保健施設である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所において所定単位数を算定するための施設基準等について

一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所が短期入所療養介護費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数（三：一の職員配置）を置いていることが必要である。また、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所がユニット型短期入所療養介護費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のそれぞれについて所定の員数（三：一の職員配置）を置いていることが必要である（施設基準第十二号）。

③ 介護老人保健施設である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所における看護職員及び介護職員の人員基準欠如等について

一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数（三：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものである。ユニット型短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（三：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（通所介護費等の算定方法第四号イ）。

また、夜勤体制による減算は、当該施設のユニット部分又はユニット部分以外について所定の員数を置いていない場合について施設利用者全員に対し行われるものであること。具体的にはユニット部分について夜勤体制による要件を満たさずユニット以外の部分について夜勤体制の要件を満たす場合であっても施設利用者全員に対し減算が行われることとなる（夜勤職員基準第二号）。

- ④ (略)
 (2) 夜勤職員配置加算について
 ① (略)
 ② 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の夜勤職員配置加算の基準については、当該事業所のユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければならない。
 (3)・(4) (略)
 (5) 病院又は診療所における短期入所療養介護

療養病床（医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四百十一号）附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群を含む。以下同じ。）を有する病院、病床を有する診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護

イ 指定介護療養型医療施設の病床であって、介護療養施設サービスが行われるもの（以下「介護保険適用病床」という。）における短期入所療養介護については、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）並びに定員超過利用、夜勤体制及び療養環境による所定単位数の減算及び加算については、本体施設と常に一体的な取扱いが行われるものであり、7の(1)、(3)から(7)まで、(9)及び(13)を準用すること。この場合、7の(9)の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

ロ 医療保険適用病床における短期入所療養介護についても、夜勤体制による加算及び減算並びに療養環境による減算については、介護保険適用病床における短期入所療養介護の場合と同様に行うものとする。また、適用すべき所定単位数（人員配置）については、人員配置の算定上、配置されている看護職員を適宜介護職員とみなすことにより、最も有利な所定単位数を適用することとする。例えば、六〇床の病棟で、看護職員が一二人、介護職員が一三人配置されていて、診療報酬上、看護職員五：一（一二人以上）、介護職員五：一（一二人以上）の点数を算定している場合については、看護職員のうち二人を介護職員とみなすことにより、短期入所療養介護については看護職員六：一（一〇人以上）、介護職員四：一（一五人以上）に応じた所定単位数が適用されるものであること。なお、7の(1)、(3)から(7)まで、(9)及び(13)は、医療保険適用病床の短期入所療養介護についても準用する。この場合、7の(9)の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

ハ～ヘ （略）

① 療養病床（医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四百十一号）附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群を含む。以下同じ。）を有する病院、病床を有する診療所、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護

イ 指定介護療養型医療施設の病床であって、介護療養施設サービスが行われるもの（以下「介護保険適用病床」という。）における短期入所療養介護については、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）並びに定員超過利用、夜勤体制及び療養環境による所定単位数の減算及び加算については、本体施設と常に一体的な取扱いが行われるものであり、7の(1)、(3)から(7)まで、(9)及び(15)を準用すること。この場合、7の(9)の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

ロ 医療保険適用病床における短期入所療養介護についても、夜勤体制による加算及び減算並びに療養環境による減算については、介護保険適用病床における短期入所療養介護の場合と同様に行うものとする。また、適用すべき所定単位数（人員配置）については、人員配置の算定上、配置されている看護職員を適宜介護職員とみなすことにより、最も有利な所定単位数を適用することとする。例えば、六〇床の病棟で、看護職員が一二人、介護職員が一三人配置されていて、診療報酬上、看護職員五：一（一二人以上）、介護職員五：一（一二人以上）の点数を算定している場合については、看護職員のうち二人を介護職員とみなすことにより、短期入所療養介護については看護職員六：一（一〇人以上）、介護職員四：一（一五人以上）に応じた所定単位数が適用されるものであること。なお、7の(1)、(3)から(7)まで、(9)及び(15)は、医療保険適用病床の短期入所療養介護についても準用する。この場合、7の(9)の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

ハ～ヘ （略）

② 病院又は診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所において所定単位数を算定するための施設基準等について

病院又は診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所が短期入所療養介護費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数（看護六：一、介護四：一の職員配置）を置いていることが必要である。また、病院又は診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所がユニット型短期入所療養介護費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職

(6) 指定短期入所療養介護費を算定するための基準について

イ 指定短期入所療養介護費は、施設基準第十八号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。

a (略)

b (略)

c 施設基準第十八号ハに規定する指定短期入所療養介護費 短期入所療養介護が、ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（「ユニット型個室」という。）の利用者に対して行われるものであること。

d (略)

ロ (略)

員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のそれぞれについて所定の員数（看護六：一、介護四：一の職員配置）を置いていることが必要である（施設基準第十二号）。

なお、夜勤を行う職員の員数については、当該事業所全体で所定の員数を置いていけば足りるものである（夜勤職員基準第二号）。

③ 病院又は診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所における看護職員及び介護職員の人員基準欠如等について

病院又は診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数（看護六：一、介護四：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものである。ユニット型短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（看護六：一、介護四：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（通所介護費等の算定方法第四号ロ）。

なお、病院若しくは診療所である一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の短期入所療養介護又はユニット型短期入所療養介護に係る夜勤体制による減算は、当該事業所全体で所定の員数を置いていない場合に限り、行われるものであること（夜勤職員基準第二号）。

(6) 指定短期入所療養介護費を算定するための基準について

イ 指定短期入所療養介護費は、施設基準第十八号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。

a (略)

b (略)

c 施設基準第十八号ハに規定する指定短期入所療養介護費 短期入所生活介護が、ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)を満たすものに限る。）（「ユニット型個室」という。）の利用者に対して行われるものであること。

d (略)

ロ (略)

- (7) (略)
- (8) ユニットにおける職員に係る減算について
5の(4)を準用する。
- (9) 認知症行動・心理症状緊急対応加算について
2の(9)を準用する。
- (10) 若年性認知症利用者受入加算について
2の(10)を準用する。
- (11) 療養食加算
2の(11)を準用する。
- (12) 緊急短期入所ネットワーク加算
2の(12)を準用する。ただし、①のア中「一〇〇以上」とあるのは「三十以上」と読み替えるものとする。
- (13) サービス提供体制強化加算について
① 2の(14)①から④まで及び⑥を準用する。
② (略)

4 (略)

5 介護福祉施設サービス

- (1) (略)

(2)・(3) (略)

- (7) (略)
- (8) ユニットにおける職員に係る減算について
5の(6)を準用する。
- (9) 認知症行動・心理症状緊急対応加算について
2の(11)を準用する。
- (10) 若年性認知症利用者受入加算について
2の(12)を準用する。
- (11) 療養食加算
2の(13)を準用する。
- (12) 緊急短期入所ネットワーク加算
2の(14)を準用する。ただし、①のア中「一〇〇以上」とあるのは「三十以上」と読み替えるものとする。
- (13) サービス提供体制強化加算について
① 2の(16)①から④まで及び⑥を準用する。
② (略)

4 (略)

5 介護福祉施設サービス

- (1) (略)

(2) 一部ユニット型指定介護老人福祉施設において所定単位数を算定するための施設基準等について

一部ユニット型指定介護老人福祉施設が介護福祉施設サービス費の所定単位数を算定するためには、介護職員又は看護職員の員数が、当該施設全体と当該施設のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数（三：一の職員配置）を置いていることが必要である。また、一部ユニット型指定介護老人福祉施設がユニット型介護福祉施設サービス費の所定単位数を算定するためには、介護職員又は看護職員の員数が、当該施設全体と当該施設のユニット部分のそれぞれについて所定の員数を置いていることが必要であること（施設基準第三十七号）。

また、夜勤を行う職員の員数については、当該施設のユニット部分及びユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数を置いていることが必要であること（夜勤職員基準第五号）。

また、施設基準第三十七号にいう入所定員は当該施設全体の入所定員をいうものであり、ユニット部分とユニット部分以外の部分に区分した取扱いが行われるものではない。

(3)・(4) (略)

(4) ~ (6) (略)

(7) 看護体制加算について

- ① 指定短期入所生活介護の事業所を併設している場合は、指定短期入所生活介護事業所とは別に、必要な数の看護職員を配置する必要がある。具体的には、2 (7) ①のとおりとすること。
- ② 特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行っている場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者と指定短期入

(5) 一部ユニット型指定介護老人福祉施設における介護職員又は看護職員の人員基準欠如等

一部ユニット型指定介護老人福祉施設の介護福祉施設サービス費に係る介護職員又は看護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数（三：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものである。また、ユニット型介護福祉施設サービス費に係る介護職員又は看護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（三：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（通所介護費等の算定方法第十一号ロ及びハ）。

なお、一部ユニット型指定介護老人福祉施設の介護福祉施設サービス費又はユニット型介護福祉施設サービス費に係る看護職員の人員基準欠如による減算による減算は、当該施設全体で所定の員数を置いていない場合に限り、行われるものであること。

(例) 指定介護老人福祉施設（入所者九〇人、介護・看護職員三〇人）

が一部ユニット型介護老人福祉施設（ユニット部分の入所者三〇人、ユニット部分以外の部分の入所者六〇人）に転換した場合において、一部ユニット型指定介護老人福祉施設のユニット部分の入所者三〇人に対し、二：一の職員配置で介護・看護職員を一五人配置し（ユニット型介護老人福祉施設サービス費を算定）、転換前の介護・看護職員数を維持するために、一部ユニット型指定介護老人福祉施設のユニット部分以外の部分の入所者六〇人に対し介護・看護職員を一五人しか配置しないとすると、三：一の職員配置を満たさないため、介護福祉施設サービス費について減算を行う。

また、夜間体制による減算は、当該施設のユニット部分又はユニット部分以外の部分について所定の員数を置いていない場合について、入所者全員に対し行われるものであること。具体的には、ユニット部分について夜勤体制の要件を満たさず、ユニット以外の部分について夜勤体制の要件を満たす場合であっても、入所者全員に対し夜勤体制の減算が行われることとなる（夜勤職員基準第五号）。

(6) ~ (8) (略)

(9) 看護体制加算について

- ① 指定短期入所生活介護の事業所を併設している場合は、指定短期入所生活介護事業所とは別に、必要な数の看護職員を配置する必要がある。具体的には、2 (9) ①のとおりとすること。
- ② 特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行っている場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者と指定短期入

所生活介護の利用者を合算したものを「入所者数」として取り扱い、一体的に加算を行うこと。具体的には、2 (7) ②のとおりとすること。

(8) 夜勤職員配置加算について

① (略)

② (略)

③ ユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はないものとする。

(9) (略)

(10) 若年性認知症入所者受入加算について

2の(10)を準用する。

(11) ~ (21) (略)

(22) 療養食加算

2の(11)を準用する。

(23) 看取り介護加算

① (略)

② 「二四時間の連絡体制」については、(7) ④を準用する。

③ ~ ⑩ (略)

(24) ~ (26) (略)

(27) サービス提供体制強化加算について

① 2の(14) ①から④まで及び⑥を準用する。

② (略)

6 介護保健施設サービス

(1) (略)

所生活介護の利用者を合算したものを「入所者数」として取り扱い、一体的に加算を行うこと。具体的には、2 (9) ②のとおりとすること。

(10) 夜勤職員配置加算について

① (略)

② 一部ユニット型指定介護老人福祉施設においては、当該施設のユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて区別して加算の算定の可否を判断することとし、ユニット部分において加算の算定基準を満たした場合にはユニット部分の入所者について夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ又はロを、ユニット部分以外の部分において加算の算定基準を満たした場合には当該部分の入所者について夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ又はロを、それぞれ算定することとする。

③ (略)

④ ユニット型指定介護老人福祉施設及び一部ユニット型指定介護老人福祉施設のユニット部分にあっては、増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はないものとする。

(11) (略)

(12) 若年性認知症入所者受入加算について

2の(12)を準用する。

(13) ~ (23) (略)

(24) 療養食加算

2の(13)を準用する。

(25) 看取り介護加算

① (略)

② 「二四時間の連絡体制」については、(9) ④を準用する。

③ ~ ⑩ (略)

(26) ~ (28) (略)

(29) サービス提供体制強化加算について

① 2の(16) ①から④まで及び⑥を準用する。

② (略)

6 介護保健施設サービス

(1) (略)

(2) 一部ユニット型介護老人保健施設において所定単位数を算定するための施設基準等について

一部ユニット型介護老人保健施設が介護保健施設サービス費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の員数が、当該施設全体と当該施設のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定

(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ)若しくは介護保健施設サービス費(Ⅲ)又はユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)若しくはユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)を算定する介護老人保健施設(以下この号において「介護療養型老人保健施設」という。)における介護保健施設サービスについて

- ① 3 (1) ②イ及びロを準用すること。
- ② (略)
- ③ 特別療養費について
3の(1) ②ハを準用するものとする。
- ④ 療養体制維持特別加算について
3の(1) ②ニを準用するものとする。

(3) (略)

(4) ユニットにおける職員に係る減算について

の員数(三：一の職員配置)を置いていることが必要であること。また、一部ユニット型介護老人保健施設がユニット型介護保健施設サービス費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の員数が、当該施設全体と当該施設のユニット部分のそれぞれについて所定の員数を置いていることが必要であること(施設基準第四十五号)。

また、施設基準第四十五号にいう入所定員は当該施設全体の入所定員をいうものであり、ユニット部分とユニット部分以外の部分に区分した取扱いが行われるものではないこと。

(3) 一部ユニット型介護老人保健施設における看護職員及び介護職員の人員基準欠如等について

一部ユニット型介護老人保健施設に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数(三：一の職員配置)を置いていない場合に行われるものであること。ユニット型介護老人保健施設に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のどちらか一方で所定の員数(三：一の職員配置)を置いていない場合に行われるものであること(通所介護費等の算定方法第十二号ロ及びハ)。

また夜勤体制による減算は当該施設のユニット部分又はユニット部分以外について所定の員数を置いていない場合について、施設利用者全員に対し行われるものであること。具体的には、ユニット部分について夜勤体制の要件を満たさず、ユニット以外の部分について夜勤の要件を満たす場合であっても施設利用者全員に対し減算が行われることとなる(夜勤職員基準第六号)。

(4) 介護保健施設サービス費(Ⅱ)若しくは介護保健施設サービス費(Ⅲ)又はユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)若しくはユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)を算定する介護老人保健施設(以下この号において「介護療養型老人保健施設」という。)における介護保健施設サービスについて

- ① 3 (1) ④イ及びロを準用すること。
- ② (略)
- ③ 特別療養費について
3の(1) ④ハを準用するものとする。
- ④ 療養体制維持特別加算について
3の(1) ④ニを準用するものとする。

(5) (略)

(6) ユニットにおける職員に係る減算について

- 5の(4)を準用する。
- (5) 身体拘束廃止未実施減算について
5の(5)を準用する。
- (6) ~ (9) (略)
- (10) 若年性認知症入所者受入加算について
2の(10)を準用する。
- (11) 入所者が外泊したときの費用の算定について
5の(14)(④のニを除く。)を準用する。この場合において「入院又は外泊」とあるのは、「外泊」と読み替えるものとする。
- (12) (略)
- (13) 初期加算について
① (略)
② 5の(15)①及び②は、この場合に準用する。
- (14) 退所時指導等加算について
①~③ (略)
④ 退所前連携加算
イ 5の(16)の③イ及びロを準用する。
ロ (略)
⑤ (略)
- (15) 従来型個室に入所していた者の取扱いについて
5の(17)を準用する。
- (16) 栄養マネジメント加算
5の(18)を準用する。
- (17) 経口移行加算
5の(19)を準用する。
- (18) 経口維持加算
5の(20)を準用する。
- (19) 口腔機能維持管理加算
5の(21)を準用する。
- (20) 療養食加算
2の(11)を準用する。
- (21) 在宅復帰支援機能加算
5の(24)を準用する。
- (22) (略)
- (23) 認知症専門ケア加算について
5の(26)を準用する。
- (24) (略)
- (25) サービス提供体制強化加算について

- 5の(6)を準用する。
- (7) 身体拘束廃止未実施減算について
5の(7)を準用する。
- (8) ~ (11) (略)
- (12) 若年性認知症入所者受入加算について
2の(12)を準用する。
- (13) 入所者が外泊したときの費用の算定について
5の(16)(④のニを除く。)を準用する。この場合において「入院又は外泊」とあるのは、「外泊」と読み替えるものとする。
- (14) (略)
- (15) 初期加算について
① (略)
② 5の(17)①及び②は、この場合に準用する。
- (16) 退所時指導等加算について
①~③ (略)
④ 退所前連携加算
イ 5の(18)の③イ及びロを準用する。
ロ (略)
⑤ (略)
- (17) 従来型個室に入所していた者の取扱いについて
5の(19)を準用する。
- (18) 栄養マネジメント加算
5の(20)を準用する。
- (19) 経口移行加算
5の(21)を準用する。
- (20) 経口維持加算
5の(22)を準用する。
- (21) 口腔機能維持管理加算
5の(23)を準用する。
- (22) 療養食加算
2の(13)を準用する。
- (23) 在宅復帰支援機能加算
5の(26)を準用する。
- (24) (略)
- (25) 認知症専門ケア加算について
5の(28)を準用する。
- (26) (略)
- (27) サービス提供体制強化加算について

- ① 2の(14)①から④まで及び⑥を準用する。
 ② (略)

7 介護療養施設サービス

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(11) ユニットにおける職員に係る減算について
 5の(4)を準用する。

(12) 身体拘束廃止未実施減算について
 5の(5)を準用する。

(13) (略)

(14) 若年性認知症患者受入加算について
 2の(10)を準用する。

(15) 入院患者が外泊したときの費用の算定について
 6の(11)を準用する。

- ① 2の(16)①から④まで及び⑥を準用する。
 ② (略)

7 介護療養施設サービス

(1)～(9) (略)

(10) 一部ユニット型指定介護療養型医療施設において所定単位数を算定するための施設基準等について

一部ユニット型指定介護療養型医療施設が各類型の介護療養施設サービス費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の員数が、当該施設全体と当該施設のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数(看護六：一、介護四：一の職員配置)を置いていることが必要である。また、一部ユニット型指定介護療養型医療施設が各類型のユニット型介護療養施設サービス費を算定するためには、看護職員又は介護職員の員数が、当該施設全体と当該施設のユニット部分のそれぞれについて所定の員数(看護六：一、介護四：一の職員配置)を置いていることが必要である(施設基準第五十二号)。

(11) 一部ユニット型指定介護療養型医療施設における看護職員及び介護職員の人員基準欠如等について

一部ユニット型指定介護療養型医療施設の各類型の介護療養施設サービス費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数(看護六：一、介護四：一の職員配置)を置いていない場合に行われるものである。一部ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット型介護療養施設サービス費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分のどちらか一方で所定の員数(看護六：一、介護四：一の職員配置)を置いていない場合に行われるものであること(通所介護費等の算定方法第十三号イ及びロ)。

(12) (略)

(13) ユニットにおける職員に係る減算について
 5の(6)を準用する。

(14) 身体拘束廃止未実施減算について
 5の(7)を準用する。

(15) (略)

(16) 若年性認知症患者受入加算について
 2の(12)を準用する。

(17) 入院患者が外泊したときの費用の算定について
 6の(13)を準用する。

(16) 入院患者が試行的退院したときの費用の算定について

①～⑤ (略)

⑥ 加算の算定期間は、一月につき六日以内とする。また、算定方法は、5の(14)の①及び②を準用する。一回の試行的退院サービス費が月をまたがる場合であっても、連続して算定できるのは六日以内とする。

⑦・⑧ (略)

(17) 従来型個室に入所していた者の取扱いについて

5の(17)を準用する。

(18) 栄養マネジメント加算

5の(18)を準用する。

(19) 経口移行加算

5の(19)を準用する。

(20) 経口維持加算

5の(20)を準用する。

(21) 口腔機能維持管理加算

5の(21)を準用する。

(22) 療養食加算

2の(11)を準用する。

(23) 認知症専門ケア加算について

5の(26)を準用する。

(24) サービス提供体制強化加算について

① 2の(14)①から④まで及び⑥を準用する。

② (略)

(25) (略)

(26) 初期加算について

6の(13)を準用する。

(27) 退院時指導等加算について

6の(14)(⑤のイの訪問看護指示書の様式に係る部分を除く。)を準用する。

(28) 在宅復帰支援機能加算

5の(24)を準用する。

(29) (略)

(18) 入院患者が試行的退院したときの費用の算定について

①～⑤ (略)

⑥ 加算の算定期間は、一月につき六日以内とする。また、算定方法は、5の(16)の①及び②を準用する。一回の試行的退院サービス費が月をまたがる場合であっても、連続して算定できるのは六日以内とする。

⑦・⑧ (略)

(19) 従来型個室に入所していた者の取扱いについて

5の(19)を準用する。

(20) 栄養マネジメント加算

5の(20)を準用する。

(21) 経口移行加算

5の(21)を準用する。

(22) 経口維持加算

5の(22)を準用する。

(23) 口腔機能維持管理加算

5の(23)を準用する。

(24) 療養食加算

2の(13)を準用する。

(25) 認知症専門ケア加算について

5の(28)を準用する。

(26) サービス提供体制強化加算について

① 2の(16)①から④まで及び⑥を準用する。

② (略)

(27) (略)

(28) 初期加算について

6の(15)を準用する。

(29) 退院時指導等加算について

6の(16)(⑥のイの訪問看護指示書の様式に係る部分を除く。)を準用する。

(30) 在宅復帰支援機能加算

5の(26)を準用する。

(31) (略)

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成12年3月8日老企41号）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第一～第四（略） 第五 体制状況一覧表の記載要領について 1～8（略） 9 短期入所生活介護 ① 「施設等の区分」については、指定短期入所生活介護事業所であって指定居宅サービス基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所でないもののうち、指定居宅サービス基準第百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定短期入所生活介護事業所のうち、指定居宅サービス基準第百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。 ②～⑫（略） (削る)	第一～第四（略） 第五 体制状況一覧表の記載要領について 1～8（略） 9 短期入所生活介護 ① 「施設等の区分」については、指定短期入所生活介護事業所であって指定居宅サービス基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所でないもののうち、指定居宅サービス基準第百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定短期入所生活介護事業所のうち、指定居宅サービス基準第百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。 なお、指定居宅サービス基準第百四十条の十六に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の場合にあつては、指定居宅サービス基準第百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所であるかどうかの区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「単独型」又は「併設型・空床型」と、ユニット部分については「単独型ユニット型」又は「併設型・空床型ユニット型」と、それぞれ記載させること。 ②～⑫（略） ⑬ 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の場合にあつては、ユニット部分とユニット部分以外の部分それぞれに届けさせることとし、ユニット部分とユニット部分以外のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。

10 短期入所療養介護（介護老人保健施設型）

- ① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもののうち、居宅サービス単位数表第9イ（1）（一）に該当する場合は「介護老人保健施設（Ⅰ）」と、同項イ（1）（二）に該当する場合は「介護老人保健施設（Ⅱ）」と、同項イ（1）（三）に該当する場合は「介護老人保健施設（Ⅲ）」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、居宅サービス単位数表9イ（2）（一）に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）」と、同項イ（2）（二）に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）」と、同項イ（2）（三）に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）」と記載させること。

②～⑩（略）

11 短期入所療養介護（病院療養型）

- ①（略）
- ② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもののうち、居宅サービス単位数表9ロ（1）に該当する場合は「病院療養型」と、同項ロ（2）に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、居宅サービス単位数表9ロ（3）に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と記載させることとし、同項ロ（4）に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

10 短期入所療養介護（介護老人保健施設型）

- ① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもののうち、居宅サービス単位数表第9イ（1）（一）に該当する場合は「介護老人保健施設（Ⅰ）」と、同項イ（1）（二）に該当する場合は「介護老人保健施設（Ⅱ）」と、同項イ（1）（三）に該当する場合は「介護老人保健施設（Ⅲ）」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、居宅サービス単位数表9イ（2）（一）に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）」と、同項イ（2）（二）に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）」と、同項イ（2）（三）に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）」と記載させること。

なお、介護老人保健施設である指定居宅サービス基準第百五十五条の十五に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「介護老人保健施設（Ⅰ）」、「介護老人保健施設（Ⅱ）」又は「介護老人保健施設（Ⅲ）」と、ユニット部分については「ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）」、「ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）」又は「ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）」と、それぞれに記載させること。

②～⑩（略）

11 短期入所療養介護（病院療養型）

- ①（略）
- ② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもののうち、居宅サービス単位数表9ロ（1）に該当する場合は「病院療養型」と、同項ロ（2）に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、居宅サービス単位数表9ロ（3）に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と記載させることとし、同項ロ（4）に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定居宅サービス基準第百五十五条の十五に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」又は「病院経過型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」又は「ユニット型病院経過型」と、それぞれ

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑩ (略)

12 短期入所療養介護 (診療所型)

- ① 「施設等の区分」については、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものの場合は「診療所型」と記載させること。また、診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。

②～⑫ (略)

13 短期入所療養介護 (認知症疾患型)

- ① (略)
- ② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって居宅サービス単位数表 9ニ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護

記載させること。

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑩ (略)

12 短期入所療養介護 (診療所型)

- ① 「施設等の区分」については、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものの場合は「診療所型」と記載させること。また、診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。

なお、診療所である指定居宅サービス基準第百五十五条の十五に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「診療所型」と、ユニット部分については「ユニット型診療所型」と、それぞれ記載させること。

②～⑫ (略)

13 短期入所療養介護 (認知症疾患型)

- ① (略)
- ② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって居宅サービス単位数表 9ニ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定居宅サービス基準第百五十五条の十五に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については居宅サービス単位数表 9ニ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護

老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑪（略）

14・15（略）

16 介護老人福祉施設

① 「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第三十八条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設でないもののうち、二十六号告示第二十八号イに該当する場合は「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護老人福祉施設のうち、二十六号告示第二十八号ハに該当する場合は「ユニット型介護福祉施設」と、同号ニに該当する場合は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

②～⑪（略）

（削る）

17 介護老人保健施設

① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設であって「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設でないもののうち、施設サービス単位数表2イ（1）に該当する場合は「介護保健施設（Ⅰ）」と、同項イ（2）に該当する場合は「介護保健施設（Ⅱ）」と、同項イ（3）に該当する場合は「介護保健施設（Ⅲ）」とそれぞれ記載させること。

老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑪（略）

14・15（略）

16 介護老人福祉施設

① 「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第三十八条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設でないもののうち、二十六号告示第二十八号イに該当する場合は「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護老人福祉施設のうち、二十六号告示第二十八号ハに該当する場合は「ユニット型介護福祉施設」と、同号ニに該当する場合は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

なお、指定介護老人福祉施設基準第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設の場合にあつては、入所定員の区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「介護福祉施設」又は「小規模介護福祉施設」と、ユニット部分については「ユニット型介護福祉施設」又は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。

②～⑪（略）

② 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の場合にあつては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届出させるとし、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。

17 介護老人保健施設

① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設であって「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設でないもののうち、施設サービス単位数表2イ（1）に該当する場合は「介護保健施設（Ⅰ）」と、同項イ（2）に該当する場合は「介護保健施設（Ⅱ）」と、同項イ（3）に該当する場合は「介護保健施設（Ⅲ）」とそれぞれ記載させること。

また、ユニット型介護老人保健施設のうち、施設サービス単位数表 2 ロ (1) に該当する場合は「ユニット型介護保健施設 (Ⅰ)」と、同項ロ (2) に該当する場合は「ユニット型介護保健施設 (Ⅱ)」と、同項ロ (3) に該当する場合は「ユニット型介護保険施設 (Ⅲ)」とそれぞれ記載させること。

②～⑩ (略)

18 介護療養型医療施設 (病院療養型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設であって指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。) 第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもののうち、施設サービス単位数表 3 イ (1) に該当する場合は「病院療養型」と、同項イ (2) に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設であるもののうち施設サービス単位数表 3 イ (3) に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と、同項イ (4) に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出を要するものではないこと。

③～⑮ (略)

また、ユニット型介護老人保健施設のうち、施設サービス単位数表 2 ロ (1) に該当する場合は「ユニット型介護保健施設 (Ⅰ)」と、同項ロ (2) に該当する場合は「ユニット型介護保健施設 (Ⅱ)」と、同項ロ (3) に該当する場合は「ユニット型介護保険施設 (Ⅲ)」とそれぞれ記載させること。

なお、介護老人保健施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「介護保健施設 (Ⅰ)」、「介護保健施設 (Ⅱ)」又は「介護保健施設 (Ⅲ)」と、ユニット部分については「ユニット型介護保健施設 (Ⅰ)」、「ユニット型介護保健施設 (Ⅱ)」又は「ユニット型介護保健施設 (Ⅲ)」と、それぞれ記載させること。

②～⑩ (略)

18 介護療養型医療施設 (病院療養型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設であって指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。) 第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもののうち、施設サービス単位数表 3 イ (1) に該当する場合は「病院療養型」と、同項イ (2) に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設であるもののうち施設サービス単位数表 3 イ (3) に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と、同項イ (4) に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

なお、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」又は「病院経過型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」又は「ユニット型病院経過型」と、それぞれ記載させること。

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出を要するものではないこと。

③～⑮ (略)

19 介護療養型医療施設（診療所型）

- ① 「施設等の区分」については、療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設であって「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「診療所型」と記載させること。また、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。

②～⑬（略）

20 介護療養型医療施設（認知症疾患型）

①（略）

- ② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設であって施設サービス単位数表3ハ（2）に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患病棟を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑪（略）

21～27（略）

19 介護療養型医療施設（診療所型）

- ① 「施設等の区分」については、療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設であって「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「診療所型」と記載させること。また、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。

なお、療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「診療所型」と、ユニット部分については「ユニット型診療所型」と、それぞれ記載させること。

②～⑬（略）

20 介護療養型医療施設（認知症疾患型）

①（略）

- ② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設であって施設サービス単位数表3ハ（2）に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患病棟を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については施設サービス単位数表3ハ（2）に該当する場合は「認知症経過型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑪（略）

21～27（略）

28 介護予防短期入所生活介護

- ① 「施設等の区分」については、指定介護予防短期入所生活介護事業所であって指定介護予防サービス基準第百五十三条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所でないもののうち、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所のうち、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。

②～⑩ (略)

(削る)

⑪ (略)

29 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設型)

- ① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第一号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表 9イ (1) (一) に該当する場合は「介護老人保健施設 (Ⅰ)」と、同項イ (1) (二) に該当する場合は「介護老人保健施設 (Ⅱ)」と、同項イ (1) (三) に該当する場合は「介護老人保健施設 (Ⅲ)」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表 9イ (2) (一) に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設 (Ⅰ)」と、同項イ (2) (二) に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設 (Ⅱ)」と、同項イ (2) (三) に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設 (Ⅲ)」と記載させること。

28 介護予防短期入所生活介護

- ① 「施設等の区分」については、指定介護予防短期入所生活介護事業所であって指定介護予防サービス基準第百五十三条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所でないもののうち、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所のうち、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。

なお、指定介護予防サービス基準第百六十七条第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の場合にあつては、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項又は第四項に規定する事業所であるかどうかの区分に応じ、ユニット部分以外の部分については「単独型」又は「併設型・空床型」と、ユニット部分については「単独型ユニット型」又は「併設型・空床型ユニット型」と、それぞれ記載させること。

②～⑩ (略)

- ⑪ 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活事業所の場合にあつては、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届けさせることとし、ユニット部分とユニット部分以外のそれぞれについて「施設等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させること。

⑫ (略)

29 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設型)

- ① 「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第一号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表 9イ (1) (一) に該当する場合は「介護老人保健施設 (Ⅰ)」と、同項イ (1) (二) に該当する場合は「介護老人保健施設 (Ⅱ)」と、同項イ (1) (三) に該当する場合は「介護老人保健施設 (Ⅲ)」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表 9イ (2) (一) に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設 (Ⅰ)」と、同項イ (2) (二) に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設 (Ⅱ)」と、同項イ (2) (三) に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設 (Ⅲ)」と記載させること。

と記載させること。

②～⑮（略）

30 介護予防短期入所療養介護（病院療養型）

①（略）

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第二号又は第三号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表9ロ（1）に該当する場合は「病院療養型」と、同項ロ（2）に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所であるもののうち、指定介護予防サービス介護給付費単位数表9ロ（3）に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と記載させることとし、同項ロ（4）に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑮（略）

31 介護予防短期入所療養介護（診療所型）

① 「施設等の区分」については、診療所である指定介護予防短期入所療

と記載させること。

なお、介護老人保健施設である指定介護予防サービス基準第二百十八条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「介護老人保健施設（Ⅰ）」、「介護老人保健施設（Ⅱ）」又は「介護老人保健施設（Ⅲ）」と、ユニット部分については「ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）」、「ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）」又は「ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）」と、それぞれに記載させること。

②～⑮（略）

30 介護予防短期入所療養介護（病院療養型）

①（略）

② 「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第二号又は第三号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表9ロ（1）に該当する場合は「病院療養型」と、同項ロ（2）に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所であるもののうち、指定介護予防サービス介護給付費単位数表9ロ（3）に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と記載させることとし、同項ロ（4）に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。

なお、指定介護療養型医療施設又は療養病床を有する病院である指定介護予防サービス基準第二百十八条第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「病院療養型」又は「病院経過型」と、ユニット部分については「ユニット型病院療養型」又は「ユニット型病院経過型」と、それぞれ記載させること。

また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑮（略）

31 介護予防短期入所療養介護（診療所型）

① 「施設等の区分」については、診療所である指定介護予防短期入所療

養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第四号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないものの場合は「診療所型」と記載させること。また、診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。

②～⑫ (略)

32 介護予防短期入所療養介護 (認知症疾患型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって介護予防サービス介護給付費単位数表 9ニ (2) に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定介護予防サービス基準第二百五条第五項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑪ (略)

33～39 (略)

40 地域密着型介護老人福祉施設

養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第四号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないものの場合は「診療所型」と記載させること。また、診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。

なお、診療所である指定介護予防サービス基準第二百十八条第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については「診療所型」と、ユニット部分については「ユニット型診療所型」と、それぞれ記載させること。

②～⑫ (略)

32 介護予防短期入所療養介護 (認知症疾患型)

① (略)

② 「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって介護予防サービス介護給付費単位数表 9ニ (2) に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定介護予防サービス基準第二百五条第五項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。

なお、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防サービス基準第二百十八条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合にあつては、ユニット部分以外の部分については介護予防サービス介護給付費単位数表 9ニ (2) に該当する場合は「認知症経過型」と、それ以外は「認知症疾患型」と、ユニット部分については「ユニット型認知症疾患型」と、それぞれ記載させること。

また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。

③～⑪ (略)

33～39 (略)

40 地域密着型介護老人福祉施設

①～⑭（略）
（削る）

⑮～⑳（略）

41～44（略）

①～⑭（略）

⑮ 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の場合にあつては、
ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれに届出させることと
し、ユニット部分とユニット部分以外の部分のそれぞれについて「施設
等の区分」「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」を記載させ
ること。

⑮～㉓（略）

41～44（略）

- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第一（略）	第一（略）
第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項	第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項
1～6（略）	1～6（略）
7 地域密着型介護福祉施設サービス費	7 地域密着型介護福祉施設サービス費
（1）（略）	（1）（略）
（削る）	（2） <u>一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において所定単位数を算定するための施設基準等について</u>
	<u>一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設が地域密着型介護福祉施設サービス費の所定単位数を算定するためには、介護職員又は看護職員の員数が、当該施設全体と当該施設のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数（三：一の職員配置）を置いていることが必要である。また、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設がユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費の所定単位数を算定するためには、介護職員又は看護職員の員数が、当該施設全体と当該施設のユニット部分のそれぞれについて所定の員数を置いていることが必要であること（施設基準第二十九号）。</u>
	<u>また、夜勤を行う職員の員数については、当該施設のユニット部分及びユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数を置いていることが必要であること（夜勤職員基準第四号）。</u>
	<u>また、施設基準第二十九号にいう入所定員は当該施設全体の入所定員をいうものであり、ユニット部分とユニット部分以外の部分に区分した取扱いが行われるものではない。</u>
（2）・（3）（略）	（3）・（4）（略）
（削る）	（5） <u>一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における介護職員又は看護職員の人員基準欠如等</u>
	<u>一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の地域密着型介護福祉施設サービス費に係る介護職員又は看護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分以外</u>

- (4) ～ (7) (略)
(8) 夜勤職員配置加算について
① (略)
(削る)

② (略)

③ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設にあっては、増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はないものとする。

(9) ～ (28) (略)

第三 (略)

の部分のどちらか一方で所定の員数（三：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものである。また、ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費に係る介護職員又は看護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該施設全体と当該施設のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（三：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（通所介護費等の算定方法第十号ロ及びハ）。

なお、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費に係る看護職員の人員基準欠如による減算は、当該施設全体で所定の員数を置いていない場合に限り、行われるものであること。

また、夜間体制による減算は、当該施設のユニット部分又はユニット部分以外の部分について所定の員数を置いていない場合について、入所者全員に対し行われるものであること。具体的には、ユニット部分について夜勤体制の要件を満たさず、ユニット以外の部分について夜勤体制の要件を満たす場合であっても、入所者全員に対し夜勤体制の減算が行われることとなる（夜勤職員基準第四号）。

- (6) ～ (9) (略)
(10) 夜勤職員配置加算について

① (略)

② 一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、当該施設のユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて区別して加算の算定の可否を判断することとし、ユニット部分において加算の算定基準を満たした場合にはユニット部分の入所者について夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ又はロを、ユニット部分以外の部分において加算の算定基準を満たした場合には当該部分の入所者について夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ又はロを、それぞれ算定することとする。

③ (略)

④ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設及び一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分にあっては、増配した夜勤職員については、必ずしも特定のユニットに配置する必要はないものとする。

(11) ～ (30) (略)

第三 (略)

改正後	改正前
第一 (略)	第一 (略)
第二 指定介護予防サービス単位数表に関する事項	第二 指定介護予防サービス単位数表に関する事項
1～7 (略)	1～7 (略)
8 介護予防短期入所生活介護費	8 介護予防短期入所生活介護費
	(1) 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において所定単位数を算定するための施設基準等について 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所が介護予防短期入所生活介護費の所定単位数を算定するためには、介護職員又は看護職員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数（三：一の職員配置）を置いていることが必要である。また、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所がユニット型介護予防短期入所生活介護費の所定単位数を算定するためには、介護職員又は看護職員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のそれぞれについて所定の員数（三：一の職員配置）を置いていることが必要である（厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号。以下「施設基準」という。）第六十三号）。 なお、夜勤を行う職員の員数については、当該事業所のユニット部分及びユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数を置いていることが必要であること（夜勤職員基準第八号）。
(1)・(2) (略)	(2)・(3) (略)
(3) 併設事業所について	(4) 併設事業所について
① (略)	① (略)
② 併設事業所における所定単位数の算定（職員の配置数の算定）並びに人員基準欠如・夜勤を行う職員数による所定単位数の減算については、本体施設と一体的に行うものであること。より具体的には、イ 指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。以	② 併設事業所における所定単位数の算定（職員の配置数の算定）並びに人員基準欠如・夜勤を行う職員数による所定単位数の減算については、本体施設と一体的に行うものであること。より具体的には、イ 指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。以

下(3)及び(6)において同じ。)の併設事業所の場合は、指定介護老人福祉施設の入所者数と介護予防短期入所生活介護の利用者数を合算した上で、職員の配置数の算定及び夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置数を算定すること。指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定の区分を明確化して指定を受けている場合は、それぞれの施設の利用者数を合算して算定する。

併せて指定を受けている場合にあっては、介護予防短期入所生活事業及び指定短期入所生活介護事業の利用者数を算定する。

例えば、前年度の平均入所者数七〇人の指定介護老人福祉施設に前年度の平均利用者数二〇人の介護予防短期入所生活介護事業所(短期入所生活介護事業を併せて指定されている場合)が併設されている場合は、併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)(三：一の人員配置に対応するもの)を算定するために必要な介護職員又は看護職員は合計で三〇人であり、必要な夜勤を行う職員の数は四人であること。

ロ (略)

(4) (略)

下(4)及び(8)において同じ。)の併設事業所の場合は、指定介護老人福祉施設の入所者数と介護予防短期入所生活介護の利用者数を合算した上で、職員の配置数の算定及び夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置数を算定すること。指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定の区分を明確化して指定を受けている場合は、それぞれの施設の利用者数を合算して算定する。

併せて指定を受けている場合にあっては、介護予防短期入所生活事業及び指定短期入所生活介護事業の利用者数を算定する。

例えば、前年度の平均入所者数七〇人の指定介護老人福祉施設に前年度の平均利用者数二〇人の介護予防短期入所生活介護事業所(短期入所生活介護事業を併せて指定されている場合)が併設されている場合は、併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)(三：一の人員配置に対応するもの)を算定するために必要な介護職員又は看護職員は合計で三〇人であり、必要な夜勤を行う職員の数は四人であること。

なお、本体施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設であって、併設事業所がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所である場合は、本体施設のユニット部分と一体的な取扱いが行われるものである。また、本体施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設であって、併設事業所が指定介護予防短期入所生活介護事業所であってユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所でない場合は、本体施設のユニット部分以外の部分と一体的な取扱いが行われるものである。

ロ (略)

(5) (略)

(6) 一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における介護職員及び看護職員の人員基準欠如等について

一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護予防短期入所生活介護費に係る介護職員又は看護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数(三：一の職員配置)を置いていない場合に行われるものである。ユニット型介護予防短期入所生活介護費に係る介護職員又は看護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のどちらか一方で所定の員数(三：一の職員配置)を置いていない場合に行われるものであること(通所介護費等の算定方法第十六号ロからホまで)。

また、一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護又はユニット型介護予防短期入所生活介護に係る夜勤体制に

(5)～(10) (略)

9 介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護

① 介護予防短期入所療養介護費を算定するための基準について

この場合の介護予防短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定(職員の配置数の算定)、定員超過利用・人員基準欠如(介護支援専門員に係るものを除く)・夜勤体制による所定単位数の減算及び認知症ケア加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。したがって、緊急時施設療養費については、四〇号通知の6の(22)を準用すること。また、注10により、施設基準及び夜勤職員の基準を満たす旨の届出については、本体施設である介護老人保健施設について行われていれば、介護予防短期入所療養介護については行う必要がないこと。

よる減算は、当該施設のユニット部分又はユニット部分以外の部分について所定の員数を置いていない場合について施設利用者全員に対し、行われるものであること。具体的にはユニット部分について夜勤体制による要件を満たさずユニット以外の部分について夜勤体制の要件を満たす場合であっても施設利用者全員に対し夜勤体制の減算が行われることとなる。

(例) 指定介護予防短期入所生活介護事業所を併設する指定介護老人福祉施設(介護予防短期入所生活介護利用者一〇人、介護老人福祉施設入所者五〇人、介護・看護職員二〇人)がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所(利用者一〇人)を併設する一部ユニット型指定介護老人福祉施設(ユニット部分の入所者二〇人、ユニット部分以外の部分の入所者三〇人)に転換した場合において、一部ユニット型介護老人福祉施設のユニット部分の入所者二〇人とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者一〇人を合算した入所者三〇人に対し二：一の職員配置で介護・看護職員を一五人配置し(ユニット型介護老人福祉施設サービス費、ユニット型介護予防短期入所生活介護費をそれぞれ算定)、転換前の介護・看護職員数を維持するために、一部ユニット型指定介護老人福祉施設のユニット部分以外の部分の入所者三〇人に対し介護・看護職員を五人しか配置しないとすると、三：一の職員配置を満たさないため、介護福祉施設サービス費(三：一の職員配置)に一〇〇分の七〇を乗じて得た単位数を算定する。

(7)～(12) (略)

9 介護予防短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護

① 介護予防短期入所療養介護費を算定するための基準について

この場合の介護予防短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定(職員の配置数の算定)、定員超過利用・人員基準欠如(介護支援専門員に係るものを除く)・夜勤体制による所定単位数の減算及び認知症ケア加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取扱いが行われるものであること。したがって、緊急時施設療養費については、四〇号通知の6の(24)を準用すること。また、注10により、施設基準及び夜勤職員の基準を満たす旨の届出については、本体施設である介護老人保健施設について行われていれば、介護予防短期入所療養介護については行う必要がないこと。

② 介護老人保健施設である一部ユニット型指定介護予防短期入所療養

② (略)

(2)～(4) (略)

- (5) 病院又は診療所における介護予防短期入所療養介護療養病床（医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群を含む。以下同じ。）を有する病院、病床を有する診療所、老人性認知症患者療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護

イ 指定介護療養型医療施設の病床であって、介護療養施設サービスが行われるもの（以下「介護保険適用病床」という。）における介護予防短期入所療養介護については、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）並びに定員超過利用、夜勤体制及び療養環境による所定単位数の

介護事業所において所定単位数を算定するための施設基準等について
一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所が介護予防短期入所療養介護費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数（三：一の職員配置）を置いていることが必要である。また、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所がユニット型介護予防短期入所療養介護費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のそれぞれについて所定の員数（三：一の職員配置）を置いていることが必要である（施設基準第六十七号）。

- ③ 介護老人保健施設である一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所における看護職員及び介護職員の人員基準欠如等について
一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の介護予防短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数（三：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものである。ユニット型介護予防短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（三：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（通所介護費等の算定方法第十七号イ）。

また、夜勤体制による減算は、当該施設のユニット部分又はユニット部分以外について所定の員数を置いていない場合について施設利用者全員に対し行われるものであること。具体的にはユニット部分について夜勤体制による要件を満たさずユニット以外の部分について夜勤体制の要件を満たす場合であっても施設利用者全員に対し減算が行われることとなる（夜勤職員基準第九号）。

④ (略)

(2)～(4) (略)

- (5) 病院又は診療所における介護予防短期入所療養介護

① 療養病床（医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群を含む。以下同じ。）を有する病院、病床を有する診療所、老人性認知症患者療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護

イ 指定介護療養型医療施設の病床であって、介護療養施設サービスが行われるもの（以下「介護保険適用病床」という。）における介護予防短期入所療養介護については、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）並びに定員超過利用、夜勤体制及び療養環境による所定

減算及び加算については、本体施設と常に一体的な取扱いが行われるものであり、四〇号通知の7の(1)、(3)から(7)まで、(9)及び(13)を準用すること。この場合、四〇号通知の7の(9)の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

- ロ 医療保険適用病床における介護予防短期入所療養介護についても、夜勤体制による加算及び減算並びに療養環境による減算については、介護保険適用病床における介護予防短期入所療養介護の場合と同様に行うものとする。また、適用すべき所定単位数(人員配置)については、人員配置の算定上、配置されている看護職員を適宜介護職員とみなすことにより、最も有利な所定単位数を適用することとする。例えば、六〇床の病棟で、看護職員が一二人、介護職員が一三人配置されていて、診療報酬上、看護職員五：一(一二人以上)、介護職員五：一(一二人以上)の点数を算定している場合については、看護職員のうち二人を介護職員とみなすことにより、介護予防短期入所療養介護については看護職員六：一(一〇人以上)、介護職員四：一(一五人以上)に応じた所定単位数が適用されるものであること。なお、四〇号通知の7の(1)、(3)から(7)まで、(9)及び(13)は、医療保険適用病床の介護予防短期入所療養介護についても準用する。この場合、四〇号通知の7の(9)の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

ハ～ヘ (略)

単位数の減算及び加算については、本体施設と常に一体的な取扱いが行われるものであり、四〇号通知の7の(1)、(3)から(7)まで、(9)及び(15)を準用すること。この場合、四〇号通知の7の(9)の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

- ロ 医療保険適用病床における介護予防短期入所療養介護についても、夜勤体制による加算及び減算並びに療養環境による減算については、介護保険適用病床における介護予防短期入所療養介護の場合と同様に行うものとする。また、適用すべき所定単位数(人員配置)については、人員配置の算定上、配置されている看護職員を適宜介護職員とみなすことにより、最も有利な所定単位数を適用することとする。例えば、六〇床の病棟で、看護職員が一二人、介護職員が一三人配置されていて、診療報酬上、看護職員五：一(一二人以上)、介護職員五：一(一二人以上)の点数を算定している場合については、看護職員のうち二人を介護職員とみなすことにより、介護予防短期入所療養介護については看護職員六：一(一〇人以上)、介護職員四：一(一五人以上)に応じた所定単位数が適用されるものであること。なお、四〇号通知の7の(1)、(3)から(7)まで、(9)及び(15)は、医療保険適用病床の介護予防短期入所療養介護についても準用する。この場合、四〇号通知の7の(9)の準用に際しては「医師及び介護支援専門員」とあるのは、「医師」と読み替えるものとする。

ハ～ヘ (略)

② 病院又は診療所である一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所において所定単位数を算定するための施設基準等について

病院又は診療所である一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所が介護予防短期入所療養介護費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のそれぞれについて所定の員数(看護六：一、介護四：一の職員配置)を置いていることが必要である。また、病院又は診療所である一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所がユニット型介護予防短期入所療養介護費の所定単位数を算定するためには、看護職員又は介護職員の員数が、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のそれぞれについて所定の員数(看護六：一、介護四：一の職員配置)を置いていることが必要である(施設基準第六十七号)。

なお、夜勤を行う職員の員数については、当該事業所全体で所定の員数を置いていれば足りるものである(夜勤職員基準第九号)。

③ 病院又は診療所である一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護

- (6) (略)
- (7) ユニットにおける職員に係る減算について
8の(5)を準用する。
- (8) 認知症行動・心理症状緊急対応加算について
8の(7)を準用する。
- (9) 若年性認知症利用者受入加算について
8の(8)を準用する。
- (10) 療養食加算
8の(9)を準用する。
- (11) (略)

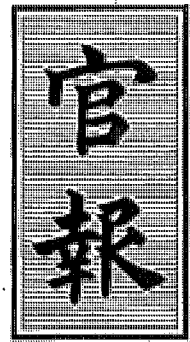
9～12 (略)

施設事業所における看護職員及び介護職員の人員基準欠如等について
病院又は診療所である一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の介護予防短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分以外の部分のどちらか一方で所定の員数（看護六：一、介護四：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものである。ユニット型介護予防短期入所療養介護費に係る看護職員又は介護職員の人員基準欠如による所定単位数の減算は、当該事業所全体と当該事業所のユニット部分のどちらか一方で所定の員数（看護六：一、介護四：一の職員配置）を置いていない場合に行われるものであること（通所介護費等の算定方法第十七号ロ）。

なお、病院若しくは診療所である一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の介護予防短期入所療養介護又はユニット型介護予防短期入所療養介護に係る夜勤体制による減算は、当該事業所全体で所定の員数を置いていない場合に限り、行われるものであること（夜勤職員基準第九号）。

- (6) (略)
- (7) ユニットにおける職員に係る減算について
8の(7)を準用する。
- (8) 認知症行動・心理症状緊急対応加算について
8の(9)を準用する。
- (9) 若年性認知症利用者受入加算について
8の(10)を準用する。
- (10) 療養食加算
8(11)を準用する。
- (11) (略)

9～12 (略)



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（厚生労働一〇六）

〔告 示〕

○厚生労働大臣が定める施設基準等の一部を改正する告示（厚生労働二九一）

〔公 告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

九 三 一

省 令

○厚生労働省令第百六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十四条第一項及び第二項、第七十八条の四第一項及び第二項、第八十八条第一項及び第二項、第九十七条第一項から第三項まで、第一百零一条第一項及び第二項並びに第百五十五条の四第一項及び第二項並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月十八日

厚生労働大臣 細川 律夫

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令
（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中
「第六節 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第百四十条の十六・第百四十条の十七）」
「第六節 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第百四十条の十六・第百四十条の十七）」

基本方針並びに設備及び運営に関する基準

基本方針並びに設備及び運営に関する基準
（第百四十条の十六・第百四十条の十七）
を「第六節 削除」に改め、

を削る。

第百五十五条の二十三

第百五十三条第二項中「場合」の下に「又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第百四十条の四に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合」を加える。

第九章第六節を次のように改める。

第六節 削除

第百四十条の十四から第百四十条の二十五まで 削除

第百四十三条第一項第一号中「及び一部ユニット型介護老人保健施設（同令第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設をいう）」を削り、同項第二号中「及び一部ユニット型指定介護療養型医療施設（同令第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設をいう。）」を削り、同項第三号中「除く」の下に「である」を加える。

第十章第六節を削る。

第二条 指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設）の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中
「第六章 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第百五十二条）」
「第二章 設備に関する基準（第百五十二条）」
「第二章 運営に関する基準（第百五十二条）」
「第六十一条」

基準

を削る。

を「第七節 削除」に改める。

第一款
第二款
第三款
第四款

第百三十一条第二項中「場合」の下に「又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所(第百五十三条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ)を除く)とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合」を加える。

第九章第七節を次のように改める。

第七節 削除

第百六十五条から第百七十八条まで 削除

第百八十八条第一項第一号中「及び一部ユニット型介護老人保健施設(同令第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設をいう)」を削り、同項第二号中「及び一部ユニット型指定介護療養型医療施設(同令第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設をいう)」を削る。

第十章第七節を次のように改める。

第七節 削除

第百八十六条から第百二十九条まで 削除

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。

第二条 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置) 平成十五年四月一日以前に介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)に該当する短期入所生活介護の事業を行つていた事業所(同日において建築中のものであつて、同月二日以降に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所となつたものを含む。以下「平成十五年前指定短期入所生活介護事業所」という。)であつて、この省令による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下「指定居宅サービス等旧基準」という。)第百四十条の十六第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所であるもの(この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十五年前指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下「指定居宅サービス等旧基準」という。)第百四十条の二に規定するユニット型指定短期入所生活介護を行う事業所を除く)であつて、この省令の施行後に指定居宅サービス等旧基準第百四十条の十六第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所に該当することとなるものを含む。)については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

2 平成十七年十月一日以前に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行つていた事業所(同日において建築中のものであつて、同月二日以降に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行う事業所となつたものを含む。以下「平成十七年前指定短期入所療養介護事業所」という。)であつて、指定居宅サービス等旧基準第百五十五条の十五第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもの(この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十七年前指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等基準百五十五条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所を除く)であつて、この省令の施行後に指定居宅サービス等旧基準第百五十五条の十五第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所に該当することとなるものを含む。)については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

2 平成十七年十月一日以前に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行つていた事業所(同日において建築中のものであつて、同月二日以降に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行う事業所となつたものを含む。以下「平成十七年前指定短期入所療養介護事業所」という。)であつて、指定居宅サービス等旧基準第百五十五条の十五第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもの(この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十七年前指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等基準百五十五条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所を除く)であつて、この省令の施行後に指定居宅サービス等旧基準第百五十五条の十五第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所に該当することとなるものを含む。)については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

(指定介護老人福祉施設)の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置
第三条 平成十五年四月一日以前に介護保険法第四十八条第一項第一号の規定による指定を受けていた介護老人福祉施設(同日において建築中のものであつて、同月二日以降に同号の規定による指定を受けたものを含む。以下「平成十五年前指定介護老人福祉施設」という。)であつて、この省令による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(以下「指定介護老人福祉施設旧基準」という。)第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設であるもの(この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十五年前指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第三十八条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設を除く)であつて、この省令の施行後に指定介護老人福祉施設旧基準第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設に該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型指定介護老人福祉施設」という。)については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

2 前項の規定にかかわらず、一部ユニット型指定介護老人福祉施設であるものうち、当該一部ユニット型指定介護老人福祉施設に入所することによりその所在する場所を変更したと認められる入所者であつて、当該一部ユニット型指定介護老人福祉施設に入所した際に他の市町村(特別区を含む。以下この項において同じ)の当該一部ユニット型指定介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものが入所しているものについては、当該入所者が当該一部ユニット型指定介護老人福祉施設に継続して入所している間に限り、平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)
第四条 平成十七年十月一日以前に介護保険法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けていた介護老人保健施設(同日において建築中のものであつて、同月二日以降に同項の規定による開設の許可を受けたものを含む。以下「平成十七年前介護老人保健施設」という。)であつて、この省令による改正前の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(以下「介護老人保健施設旧基準」という。)第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設であるもの(この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十七年前介護老人保健施設(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設を除く)であつて、この省令の施行後に介護老人保健施設旧基準第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設に該当することとなるものを含む。)については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)
第五条 平成十七年十月一日以前に介護保険法第四十八条第一項第三号の規定による指定を受けていた介護療養型医療施設(同日において建築中のものであつて、同月二日以降に同号の規定による指定を受けたものを含む。以下「平成十七年前指定介護療養型医療施設」という。)であつて、この省令による改正前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(以下「指定介護療養型医療施設旧基準」という。)第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設であるもの(この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十七年前指定介護療養型医療施設(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設を除く)であつて、この省令の施行後に指定介護療養型医療施設旧基準第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設に該当することとなるものを含む。)については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)
第六条 平成十五年四月一日以前に老人福祉法第十五条の規定により設置されている特別養護老人ホーム(同日において建築中のものであつて、同月二日以降に同条の規定により設置されたものを含む。以下「平成十五年前特別養護老人ホーム」という。)であつて、この省令による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(以下「特別養護老人ホーム旧基準」という。)第四十

2 平成十七年十月一日以前に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行つていた事業所(同日において建築中のものであつて、同月二日以降に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行う事業所となつたものを含む。以下「平成十七年前指定短期入所療養介護事業所」という。)であつて、指定居宅サービス等旧基準第百五十五条の十五第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもの(この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十七年前指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等基準百五十五条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所を除く)であつて、この省令の施行後に指定居宅サービス等旧基準第百五十五条の十五第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所に該当することとなるものを含む。)については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームであるもの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十五年前特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「特別養護老人ホーム基準」という。）第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームを除く。）であつて、この省令の施行後に特別養護老人ホーム旧基準第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームに該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。）のうち、介護保険法第四十八条第一項の指定を受けている介護老人福祉施設であるものについては、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に老人福祉法第十五条の規定により設置されている地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第十二条第七項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であつて、特別養護老人ホーム旧基準第六十四条に規定する一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームであるもの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の地域密着型特別養護老人ホームであつて、この省令の施行後に特別養護老人ホーム旧基準第六十四条に規定する一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに該当することとなるものを含む。）のうち、介護保険法第四十二条の二の指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）であるものについては、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）
第七条 指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、この省令による改正前の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定地域密着型サービス旧基準」という。）第七百七十条に規定する一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設であるもの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、この省令の施行後に指定地域密着型サービス旧基準第七百七十条に規定する一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三百三十一条第四項に規定する本施設（以下「本施設」という。）である一部ユニット型指定介護老人福祉施設については、この省令の施行後入所定員の減少により指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「第一変更後指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）となつた場合においても、当分の間、本施設とみなす。

3 この省令の施行の際現に一部ユニット型指定介護老人福祉施設に併設されている指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行つていない事業所又は介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行つていない事業所であつて、この省令の施行後に第一変更後指定地域密着型介護老人福祉施設に併設され、その利用定員が当該第一変更後指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回るものについては、当分の間、指定地域密着型サービス基準第三百三十一条第十四項の規定は、適用しない。

4 この省令の施行の際現に一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に併設されている指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行つていない事業所又は介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行つていない事業所であつて、この省令の施行後に第二変更後指定地域密着型介護老人福祉施設（当該一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設のうち、この省令の施行後に指定地域密着型介護老人福祉施設となり、かつ、入所定員が減少したものをいう。以下同じ。）に併設され、その利用定員が当該第二変更後指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回るものについては、当分の間、指定地域密着型サービス基準第三百三十一条第十四項の規定は、適用しない。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う経過措置）
第八条 この省令の施行の際現に介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行つていない事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）であつて、この省令による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス等旧基準」という。）第六百六十七条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であるもの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、この省令の施行後に指定介護予防サービス等旧基準第六百六十七条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所となるものを含む。）については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護の事業を行つていない事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）であつて、指定介護予防サービス等旧基準第二百八十八条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、この省令の施行後に指定介護予防サービス等旧基準第二百八十八条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に該当することとなるものを含む。）であるものについては、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

（老人福祉法施行規則の一部改正）
第九条 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第五号イ中「又は第四十五条」を削る。
（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の一部改正）
第十条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改める。
第五条第三号中「又は同令第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホーム（以下この号において「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。）及び「又は一部ユニット型特別養護老人ホーム」を削る。

（介護保険法施行規則の一部改正）
第十一条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
第三十五条第三項第二号中「及び第六十一条」を削り、同項第三号及び第四号中「及び六十二条」を削り、同項第五号中「第百六十九条及び第百八十一条」を「及び第百六十九条」に改める。
第四十条第五項第二号中「及び第六十一条」を削り、同項第三号及び第四号中「及び六十二条」を削り、同項第五号中「及び第百八十一条」を削る。
第百三十一条第一項第十三号中「及び第百四十条の二十五」を削る。
第百三十一条の八第一項第十五号中「及び第百八十条」及び「及び第百八十一条」を削る。
第百三十四条第一項第十四号中「及び第六十一条」を削る。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）
第十二条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第百七号）の一部を次のように改正する。
附則第二条中「又は第四章」を削る。
附則第三条第一項中「又は一部ユニット型特別養護老人ホーム」を削り、同条第三項を削る。
（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）
第十三条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第二十八号）の一部を次のように改正する。
附則第三条中「又は第六節」を削る。

附則第四条第一項中「又は一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」を削り、同条第三項を削る。

附則第八條第一項中「又は一部ユニット型指定介護療養型医療施設」を削り、同条第三項を削る。

する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。

に改める。

[illegible]

福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数」を削り、同号ロ(1)中「当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数」を削り、同号ロ(2)中「当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数」を削る。

第三十七号イ(2)中「当該指定介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定介護老人福祉施設のユニット部分(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第39号)以下「指定介護老人福祉施設基準」という。第五十一條に規定するユニット部分という。以下この号において同じ。)以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数」を削り、指定介護老人福祉施設基準第二第三項を「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第39号)以下「指定介護老人福祉施設基準」という。第二第三項に改め、同号ハ(2)中「当該指定介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定介護老人福祉施設のユニット部分(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第39号)以下「指定介護老人福祉施設基準」という。第五十一條に規定するユニット部分という。以下この号において同じ。)以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数」を削る。

第四十五号イ(1)中「当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数」を削り、同号ロ(1)中「当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分に係る看護職員又は介護職員の数」を削る。

(厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部改正)

第二 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年厚生省告示第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三号ロ中「当該指定短期入所生活介護事業所が一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分(指定居室サ―ビス基準第百四十条の十五に規定するユニット部分という。二において同じ。)以外の部分に係る指定居室サ―ビス基準第百二十一条に定める介護職員又は看護職員の員数」を削り、同号ハ中「及び一部ユニット型特別養護老人ホームのユニット部分(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第46号)第四十四條に規定するユニット部分)」一部ユニット型介護老人保健施設のユニット部分(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第40号)以下「介護老人保健施設基準」という。第五十二條に規定するユニット部分)並びに「及び一部ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット部分(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第41号)以下「指定介護療養型医療施設基準」という。第五十二條に規定するユニット部分)及び一部ユニット型特別養護老人ホームのユニット部分」を削り、同号ニ中「当該指定短期入所生活介護事業所が一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分に係る指定居室サ―ビス基準第百二十一条に定める介護職員又は看護職員の員数」を削り、同号ホ中「及び一部ユニット型特別養護老人ホームのユニット部分」を削る。

第四号イ(2)の表以外の部分中「及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分」を削り、同号イ(2)の表の中「当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居室サ―ビス基準第百四十二條に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数を置いておらず、又は当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分(指定居室サ―ビス基準第百五十五條の十四に規定するユニット部分という。以下この号において同じ。)以外の部分について、指定居室サ―ビス基準第百四十二條に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。」を削り、同号イ(3)の表以外の部分中「及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分」を削り、同号イ(3)の表の中「当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居室サ―ビス基準第百四十二條に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士を置いておらず、又は当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。」を削り、同号ロ(2)の表以外の部分中「及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分」を削り、同号ロ(2)の表の中「当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居室サ―ビス基準第百四十二條に定める員数の看護職員及び介護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護職員を置いておらず、又は当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。」(当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、指定居室サ―ビス基準第百四十二條に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。))及び「(当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居室サ―ビス基準第百四十二條に定める員数の看護職員及び介護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護職員を置いておらず、又は当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。))」を削り、同号ロ(3)の表以外の部分中「及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分」を削り、同号ロ(3)の表の中「当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居室サ―ビス基準第百四十二條に定める員数の看護職員又は介護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護職員を置いておらず、又は当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。))」を削り、同号ロ(3)の表の中「当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居室サ―ビス基準第百四十二條に定める員数の看護職員又は介護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護職員を置いておらず、又は当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。))」を削る。

第十号ロの表中「当該指定地域密着型介護老人福祉施設が一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分（指定地域密着型サービス基準第七十一条に規定するユニット部分）をいう。以下この号において同じ。」以外の部分について、指定地域密着型サービス基準第三十一条に定める員数の介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。」を削り、同号ハの表中「当該指定地域密着型介護老人福祉施設が一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、同条に定める員数の介護職員又は看護職員を置いておらず、又は当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分の入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いていない場合を含む。」を削る。

第十一号ロの表中「当該指定介護老人福祉施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定介護老人福祉施設のユニット部分（指定介護老人福祉施設基準第五十一条に規定するユニット部分）をいう。以下この号において同じ。」以外の部分について、指定介護老人福祉施設基準第二条に定める員数の介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。」を削り、同号ハの表中「当該指定介護老人福祉施設が一部ユニット型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、指定介護老人福祉施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、又は当該指定介護老人福祉施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該指定介護老人福祉施設のユニット部分の入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いていない場合を含む。」を削る。

第十二号ロの表中「介護老人保健施設基準第二条に定める員数を」と「介護老人保健施設の人員施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第二条に定める員数」とに改め、「（当該指定介護老人保健施設が一部ユニット型指定介護老人保健施設である場合にあつては、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該指定介護老人保健施設のユニット部分（介護老人保健施設基準第五十二条に規定するユニット部分）をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。」を削り、同号ハの表中「当該指定介護老人保健施設が一部ユニット型指定介護老人保健施設である場合にあつては、介護老人保健施設基準第二条に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは介護支援専門員を置いておらず、又は当該指定介護老人保健施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該指定介護老人保健施設のユニット部分の入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の看護職員又は介護職員の数を置いていない場合を含む。」を削る。

第十三号イ(2)の表中「指定介護療養型医療施設基準第二条（を「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第二条（に改め、（当該指定介護療養型医療施設が一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護職員又は看護職員を置いておらず、又は当該指定介護療養型医療施設のユニット部分（指定介護療養型医療施設基準第五十二条に規定するユニット部分）をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。）（当該指定介護療養型医療施設が一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設のユニット部分以外に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、かつ、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分以外に定める員数の看護職員及び介護職員を置いておらず、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護職員を置いていない場合を含む。）」を削る。

「（当該指定介護療養型医療施設が一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分以外に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。）及び（当該指定介護療養型医療施設が一部ユニット型指定介護療養型医療施設である場合にあつては、指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いておらず、又は当該指定介護療養型医療施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該指定介護療養型医療施設のユニット部分の入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の看護職員又は介護職員の数を置いていない場合を含む。）」を削る。

第十四号ロ(2)の表中「当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所である場合にあつては、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所のユニット部分（指定介護予防サービス基準第六十六条に規定するユニット部分）をいう。以下この号において同じ。）以外の部分に係る指定介護予防サービス基準第二十九条に定める員数の看護職員又は看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護職員を置いておらず、又は当該指定介護予防短期入所生活介護事業所のユニット部分について、常勤換算方法で、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所のユニット部分の入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の看護職員又は介護職員の数を置いていない場合を含む。」を削る。

第十五号イ(2)の表中「当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所である場合にあつては、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所のユニット部分（指定介護予防サービス基準第六十六条に規定するユニット部分）をいう。以下この号において同じ。）以外の部分に係る指定介護予防サービス基準第二十九条に定める員数の看護職員又は看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護職員を置いておらず、又は当該指定介護予防短期入所生活介護事業所のユニット部分について、常勤換算方法で、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所のユニット部分の入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の看護職員又は介護職員の数を置いていない場合を含む。」を削る。

び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第五十二条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。』であつては、入所定員が三十一人以上であり、かつ、ユニット部分以外の部分の定員が五十人以上であること。』を削り、同号ハ(2)中「（一部ユニット型指定介護老人福祉施設にあつては、入所定員が三十人である又はユニット部分以外の部分の定員が五十一人以上であること。）」を削り、同号ハ(3)中「（一部ユニット型指定介護老人福祉施設にあつては、入所定員が三十一人以上であり、かつ、ユニット部分の定員が五十人以上であること。）」を削る。

破壁富財人 并設土 壽田 光則

6 免責意見申述期間 平成23年10月14日まで

・広島地方裁判所福山支部再生・破産係